

1 環境影響評価の項目の選定及び選定理由等

環境影響評価項目は、「環境影響評価指針」(平成11年5月28日 愛知県告示第445号)(以下、「指針」という。)の別表第1の参考項目を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ 選定した。

本事業に伴う一連の諸行為等のうち、指針別表第1に掲げられている環境影響を及ぼすおそれのある要因(以下、「影響要因」という。)を、「工事の実施」、「土地又は工作物の存在」(以下「施設の存在」という。)及び「土地又は工作物の供用」(以下「施設の供用」という。)の各段階について抽出し、指針別表第1に掲げられている環境の構成要素(以下、「環境要素」という。)のうち、抽出した影響要因により影響を受けるおそれがあり、調査、予測及び評価を行う必要があると考えられる項目として、大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、水質、地盤・土壌、地下水の状況及び地下水質、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、廃棄物等、温室効果ガス等を選定した。

影響要因と環境要素の関連及び環境影響評価の項目は表5-1-1に、環境影響評価の項目の 選定理由は表5-1-2(1)~(5)に、非選定理由は表5-1-3に示すとおりである。

なお、事業計画変更前の選定項目からの変更はない。

1 環境影響評価の項目の選定及び選定理由等

表5-1-1 環境影響評価の項目の選定

	2	長5−1−1 環境影響評	風りっ	Ŗ D V	ノ匹ル						
	影響要因の区分				施	施設の存在		旅	酸の供	用	
環境要素の区分	管要素の区分				既存の工作物等の除去掘削・盛土等の土工又は	地形改変並びに施設の存在	ばい煙の排出	機械等の稼働	汚水の排出	廃棄物等の搬入及び搬出	施設からの悪臭の漏洩
		硫黄酸化物					0				
		 窒素酸化物	0	0			0			0	
	大気質	浮遊粒子状物質	0	0			0			0	
	70.00	<u></u> 粉じん等	0	0	0						
					0		0		ļ		<u> </u>
		建設作業等騒音		0	0						
	騒音及び	施設からの騒音						0			
	超低周波音	道路交通騒音	0		 					0	
	70,50	低周波音	<u> </u>					0			
	振動	建設作業等振動		0	0						
環境の自然的構成要素		施設からの振動						0			
の良好な状態の保持を		道路交通振動	0		 					0	
旨として調査、予測及 び評価されるべき環境	悪 臭	特定悪臭物質、臭気指数)							0	0
要素	水質	水素イオン濃度			0						
		水の汚れ(生物化学的酸 素要求量等)							0		
		水の濁り(浮遊物質量)			0						
		富栄養化							0		
		 有害物質等			0				0		
	地形及び地質	重要な地形及び地質									
	地盤・土壌	土壌環境			0						
	地下水の状況	地下水の状況			0	0					
	及び地下水質	地下水質			0						
		日照阻害				0					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保	動物	重要な種及び注目すべき 生息地		0	0	0			0		
全を旨として調査、予 測及び評価されるべき	植物	重要な種及び群落			0	0			0		
側及U計価されるへき 環境要素	生態系	地域を特徴付ける生態系			0	0			0		
人と自然との豊かな触 れ合いの確保及び地域	景観	景観資源及び主要な眺望 点並びに主要な眺望景観				0					
の歴史的・文化的特性 を生かした快適な環境 の創造を旨として調	人と自然との触れ 合いの活動の場	主要な人と自然との触れ 合いの活動の場									
査、予測及び評価され るべき環境要素	地域の歴史的文化 状況	比的特性を生かした環境の									
環境への負荷の量の程		廃棄物					0	0	0		
度により予測及び評価	廃棄物等	残土その他の副産物			0						
されるべき環境要素	温室効果ガス等	温室効果ガス等	0	0			0	0		0	

注)1. 表中の〇は事業計画変更前の方法書において環境影響評価の項目として選定したものを示し、⑥はその方法書に対する知事意見等を受けて追加選定したものを示す。

^{2.} 工事の実施には、既存施設の解体工事を含む。

^{3.} 網掛けは「環境影響評価指針」別表1の参考項目を示す。

表5-1-2(1) 環境影響評価の項目の選定理由

			響評価の項目の選定理由
	項目 環境要素の区分	影響要因の区分	選定する理由
	硫黄酸化物	ばい煙の排出	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に 伴い排出される排ガス中に含まれる硫黄酸化物 が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		資材等の搬入及び 搬出	工事の実施において、工事用資材等運搬車両等 の運行に伴い排出される排ガス中に含まれる窒 素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあ るため。
	窒素酸化物	建設機械の稼働等	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い排 出される排ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺 環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	至米政(11初)	ばい煙の排出	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に 伴い排出される排ガス中に含まれる窒素酸化物 が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及 び搬出	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車 両等の運行に伴い排出される排ガス中に含まれ る窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれ があるため。
大気		資材等の搬入及び 搬出	工事の実施において、工事用資材等運搬車両等 の運行に伴い排出される排ガス中に含まれる浮 遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれ があるため。
質		建設機械の稼働等	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い排 出される排ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が 周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	浮遊粒子状物質	ばい煙の排出	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に 伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子 状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがある ため。
		廃棄物等の搬入及 び搬出	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車 両等の運行に伴い排出される排ガス中に含まれ る浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすお それがあるため。
		資材等の搬入及び 搬出	工事の実施において、工事用資材等運搬車両等 の運行に伴い発生する粉じん等が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	粉じん等	建設機械の稼働等	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する粉じん等が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		掘削・盛土等の土 工又は既存の工作 物等の除去	工事の実施において、掘削・盛土の土工及び既 存の工作物等の除去に伴い発生する粉じん等が 周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。

表5-1-2(2) 環境影響評価の項目の選定理由

	表5-1-2(2) 環境影響評価の項目の選定理由 							
	項目	i	選定する理由					
	環境要素の区分	影響要因の区分	,					
大気	有害物質等	掘削・盛土等の土 工又は既存の工作 物等の除去	工事の実施において、既存の工作物等の除去に 伴い発生する有害物質等が周辺環境に影響を及 ぼすおそれがあるため。					
質	помят	ばい煙の排出	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に 伴い排出される排出ガス中に含まれる有害物質 が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。					
	建設作業等騒音	建設機械の稼働等	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。					
騒	建议作来守脚百	掘削・盛土等の土 工又は既存の工作 物等の除去	工事の実施において、掘削・盛土等の土工又は 既存の工作物等の除去に伴い発生する騒音が周 辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。					
音及び超	施設からの騒音	機械等の稼働	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に 伴い発生する機械等の騒音が周辺環境に影響を 及ぼすおそれがあるため。					
超低 周波	道路交通騒音	資材等の搬入及び 搬出	工事の実施において、工事用資材等運搬車両等 の運行に伴い発生する道路交通騒音が周辺環境 に影響を及ぼすおそれがあるため。					
音		廃棄物等の搬入及 び搬出	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車 両等の運行に伴い発生する道路交通騒音が周辺 環境に影響を及ぼすおそれがあるため。					
	低周波音	機械等の稼働	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に 伴い発生する機械等の低周波音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。					
	建設作業等振動	建設機械の稼働等	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。					
	建议 [[未守恢期]	掘削・盛土等の土 工又は既存の工作 物等の除去	工事の実施において、掘削・盛土等の土工又は 既存の工作物等の除去に伴い発生する振動が周 辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。					
振動	施設からの振動	機械等の稼働	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に 伴い発生する機械等の振動が周辺環境に影響を 及ぼすおそれがあるため。					
	道路交通振動	資材等の搬入及び 搬出	工事の実施において、工事用資材等運搬車両の 運行に伴い発生する道路交通振動が周辺環境に 影響を及ぼすおそれがあるため。					
	旦 龄父 进 恢 判	廃棄物等の搬入及 び搬出	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車 両等の運行に伴い発生する道路交通振動が周辺 環境に影響を及ぼすおそれがあるため。					
悪臭	特定悪臭物質、 臭気指数	施設からの悪臭の 漏洩	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に 伴い施設から漏洩する悪臭が周辺環境に影響を 及ぼすおそれがあるため。					

表5-1-2(3) 環境影響評価の項目の選定理由

	項目 環境要素の区分	影響要因の区分	選定する理由				
	水素イオン濃度	掘削・盛土等の土 工又は既存の工作 物等の除去	工事の実施において、コンクリート工事に伴い 発生するアルカリ性排水が周辺環境に影響を及 ぼすおそれがあるため。				
	水の汚れ(生物化 学的酸素要求量 等)	汚水の排出	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に 伴い発生する排出水により周辺環境に影響を及 ぼすおそれがあるため。				
水	水の濁り	掘削・盛土等の土 工又は既存の工作 物等の除去	工事の実施において、掘削、盛土等の土工に伴い降雨時に発生する水の濁り(浮遊物質量)が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。				
質	富栄養化	汚水の排出	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に 伴い発生する排出水により周辺環境に影響を及 ぼすおそれがあるため。				
		掘削・盛土等の土 工又は既存の工作 物等の除去	工事の実施において、既存の工作物等の除去に 伴い発生する有害物質等が周辺環境に影響を及 ぼすおそれがあるため。				
	有害物質等	汚水の排出	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に 伴い発生する排出水により周辺環境に影響を及 ぼすおそれがあるため。				
地盤・土壌	掘削・盛土等の土 土壌環境 エ又は既存の工作 物等の除去		工事の実施において、掘削工事に伴い発生する 発生土が周辺環境に影響を及ぼすおそれがある ため。				
地下水の	地下水の状況	掘削・盛土等の土 工又は既存の工作 物等の除去	工事の実施において、ごみピット等の掘削工事 及び既存の工作物等の除去に伴い、地下水位が影響を受けるおそれがあるため。				
状況及び	地下水の水花	地形改変並びに施設の存在	ごみピット等地下構造物の設置に伴い、地下水 位が影響を受けるおそれがあるため。				
地下水質	掘削・盛土等の土 地下水質 エ又は既存の工作 物等の除去		本事業実施以前に起因する現地土壌等の汚染 があった場合、地下水質が掘削工事の影響を受け るおそれがあるため。				
日則	照阻害	地形改変並びに施 設の存在	施設の存在に伴い周辺環境が日照阻害の影響 を受けるおそれがあるため。				

表5-1-2(4) 環境影響評価の項目の選定理由

	項目		響評価の項目の選定理田		
		影響要因の区分	選定する理由		
	7,7,2,7, , , , , , , , , , , , , , , , ,	建設機械の稼働等 掘削・盛土等の土			
動物	重要な種及び注 目すべき生息地	工又は既存の工作 物等の除去	重要な種及び注目すべき生息地が、建設機械の 稼働、掘削・盛土等の土工及び施設の存在、汚水		
		地形改変並びに施設の存在	の排出に伴い影響を受けるおそれがあるため。		
		汚水の排出			
植	重要な種及び群	掘削・盛土等の土 工又は既存の工作 物等の除去	重要な種及び群落が、掘削・盛土等の土工及び		
物	落落	地形改変並びに施 設の存在	施設の存在、汚水の排出に伴い影響を受けるおそれがあるため。		
		汚水の排出			
生	地域を特徴付け	掘削・盛土等の土 工又は既存の工作 物等の除去	地域を特徴付ける生態系が、掘削・盛土等の土		
態系	る生態系		る生態系	地形改変並びに施 設の存在	工及び施設の存在、汚水の排出に伴い影響を受けるおそれがあるため。
		汚水の排出			
景観	景観資源及び主 要な眺望点並び に主要な眺望景 観	地形改変並びに工 作物等の存在	地形改変並びに工作物等の存在に伴い景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に影響を及ぼすおそれがあるため。		
		ばい煙の排出	ごみ処理施設の供用時において、集じん装置に よって捕集される排出ガス中の飛灰(ばいじん) など、処理の過程で廃棄物が発生するため。		
廃	廃棄物	機械等の稼働	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に 伴い廃棄物(焼却灰等)が発生するため。		
棄物等		汚水の排出	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する汚水は排水処理施設で適正に処理する計画である。処理の際に廃棄物(汚泥)が発生するため。		
	残土その他の副 産物	掘削・盛土等の土 工又は既存の工作 物等の除去	工事の実施において、掘削工事に伴う残土、建設工事及び既存の工作物等の除去に伴う副産物が発生するため。		

表5-1-2(5) 環境影響評価の項目の選定理由

	項目		選字子で囲力	
	環境要素の区分影響要因の区分		選定する理由	
		資材等の搬入及び 搬出	工事の実施において、工事用資材等運搬車両等 の運行に伴うエネルギーの使用により二酸化炭 素等の温室効果ガスが発生するため。	
温室		建設機械の稼働等	工事の実施において、建設機械の稼働に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。	
効果ガ	温室効果ガス (二酸化炭素等) 等	(二酸化炭素等)	ばい煙の排出	ごみ処理施設の供用時において、ごみの焼却に 伴い二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するた め。
等		機械等の稼働	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に 伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温 室効果ガスが発生するため。	
		廃棄物等の搬入及 び搬出	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車 両等の運行に伴うエネルギーの使用により二酸 化炭素等の温室効果ガスが発生するため。	

表5-1-3 選定しなかった環境影響評価の項目及びその理由

	項目		では、 100mm では、
環境	医素の区分	影響要因の区分	選定しなかった理由
び地地質及	重要な地形及 び地質	地形改変並びに 施設の存在	事業実施区域には、重要な地形及び地質は存在 しないため。
地下水質	地下水質	地形改変並びに 施設の存在	施設から発生するプラント系排水、生活排水などの排水は、排水処理設備、合併浄化槽を経て、公共用水域に排水され、地下水には混入しないため。
人と自然との	主要な人と自然との触れ合	資材等の搬入及 び搬出	資材等の搬入及び搬出ルートの周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場は存在しないため。
:動の場との触れ合	いの活動の場	地形改変並びに 施設の存在	事業実施区域には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場は存在しないため。
地域の歴史的文化的特性		資材等の搬入及 び搬出	資材等の搬入及び搬出ルートの周辺には、地域の歴史的文化的特性を活かした環境は存在しないため。
を生かし	た環境の状況	地形改変並びに 施設の存在	事業実施区域には、地域の歴史的文化的特性を 活かした環境は存在しないため。

2 調査、予測及び評価の手法の選定及び選定理由

調査及び予測の手法は、配慮書の内容を踏まえるとともに、配慮書についての知事意見及 び指針別表第2に掲げられている参考手法を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ、 選定した。また、評価の手法は、指針第21の規定に留意し選定した。

調査、予測及び評価の手法は、表5-2-1~14に示すとおりである。

なお、調査については、整備予定地変更前の事業計画下での環境影響評価手続きにおいて、 事業実施区域周辺で、予測及び評価のために必要な現地調査を実施している。

そこで、整備予定地変更後の環境影響評価手続きにおいては、新たに現地調査を実施する 必要があるが、事業計画変更前に実施した現地調査結果で活用できるものについては、それ を使用することとした。

新たに実施する現地調査の手法については、建設作業等騒音、施設からの騒音に関して表5-2-2(1)(2)に、低周波音を表5-2-2(5)、建設作業等振動を表5-2-3(1)、施設からの振動を表5-2-3(2)、事業実施区域内で調査を実施する土壌環境を表5-2-6、地下水の状況、地下水質を表5-2-7(1)(3)、景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観を表5-2-12に示した。また、悪臭については、豊橋市資源化センターにおいて、当該施設の維持管理及び環境保全に資することを目的とし実施している悪臭調査結果を活用することから、その調査手法について表5-2-4に示した。

その他の項目については、既に実施された現地調査結果を活用するため、調査手法の変更はない。

また、「第2章 2都市計画対象事業の内容 2-4都市計画対象事業の諸元」に記載の通り、計画施設について1つの処理方式に決定せず、3つの処理方式を選定候補としている。そこで、環境影響評価の予測及び評価を行うにあたっては、環境影響評価の項目ごとに環境への影響の大きい処理方式の諸元を用いることを基本とする。

表5-2-1(1) 調査、予測及び評価の手法(大気質)

		H-177 1 1/1/2	てい評価の手法(大気質)
項	目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	査結果を活用する	り調査については、整備予定地変更前の事業計画下での現地調る。調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。な「3章1 自然的状況」「3章2 社会的状況」に記載した。
窒素酸化物浮遊粒子状物質	<工事の実施> 資材等の搬入及 び搬出 <施設の供用> 廃棄物搬出	調査では、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、は、は、は、は、は、	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 工事用資材等の運搬及び廃棄物等の運搬に使用される道路の状況、交通量及び走行速度の状況 (3) 気象の状況 ① 地上気象風速(地上10m)、気温(地上1.5m)、湿度(地上1.5m)、日射量(地上3m)及び放射収支量(地上1.5m) (1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 環境基準に規定する測定の方法 (2) 工事用資材等の運搬及び廃棄物等の運搬に使用される道路の状況、交通量及び旅行速度の状況 ① 文献その他の資料調査 「全国道路交通センサス」における調査結果の収集、整理 ② 現地調査 「全国道路交通センサス」における調査結果の収集、整理 ② 現地調査 「企業を受過をである。 (3) 気象の状況・メジャー等による計測・支通量:カウンターによる計測・支通量:カウンターによる計測・支通量:カウンターによる計測・支通量:カウンターによる計測・支通量:カウンターによる計測・現地調査 「地上気象観測指針」(平成14年 気象庁)に準拠した方法
		調査地域	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺で、工事用資材等運搬車両及び廃棄物等運搬車両の主要運行ルート沿道

表5-2-1(2) 調査、予測及び評価の手法(大気質)

T-	表5-2-1(2)	調宜、ア測グ	ひ評価の手法(大気質)
項	目		調査、予測及び評価の手法
		注)下總部大字(の調査については、整備予定地変更前の事業計画下での現地調
- 四座画主の巨八	影響田の豆八		る。調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。な
環境要素の区分	影響要因の区分		
		お、調査結果は、	「3章1 自然的状況」「3章2 社会的状況」に記載した。
窒素酸化物	<工事の実施>	調査地点	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物
浮遊粒子状物質	資材等の搬入及		質の濃度の状況
(続き)	び搬出		① 文献その他の資料調査
(,),,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	- 7771		大気汚染常時監視測定局等
	<施設の供用>		②現地調査
	廃棄物等の搬入		工事用資材等運搬車両及び廃棄物等運搬
	及び搬出		<u>エチガ質が 守建版中内次 0 元米の 寸建版</u> 車両の主要運行ルート沿道2地点(地点 a 、
	(続き)		
			<u>b)</u> /図5 0.1 ※光上伝統の調本地上会図)
			(図5-2-1 <u>沿道大気質の調査地点参照)</u>
			(2) 道路の状況、交通量及び走行速度の状況
			① 現地調 <u>香</u>
			・道路の状況、走行速度:工事用資材等運
			搬車両及び廃棄物等運搬車両の主要運行
			<u>ルート上の2断面(断面A、B)</u>
			・交通量:工事用資材等運搬車両及び廃棄
			物等運搬車両の主要運行ルート上の1交
			差点、1断面(交差点A、断面B)
			・ 沿道大気質の状況の調査地点
			(3) 気象の状況
			① 文献その他の資料調査
			豊橋地域気象観測所等
			② 現地調査
			ア・地上気象
			事業実施区域直近1地点(地点1)
			(図5-2-2 環境大気質及び気象の調査
			地点参照)
		調査期間等	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物
			質の濃度の状況
			① 文献その他の資料調査
			過去5年間程度
			②現地調査
			秋季:平成29年10月25日(水)~31日(火)
			冬季: 平成30年1月24日 (水) ~30日 (火)
			春季:平成30年4月18日(水)~24日(火)
			夏季:平成30年7月20日(金)~26日(木)
			(2) 道路の状況、交通量及び走行速度の状況
			① 現地調査
			・道路の状況:交通量の調査時
			・交通量・走行速度:
			平日1日及び休日1日の2日(各24時間)
			平日:平成29年12月6日(水)22時~7日(木)22時
			休日:平成29年12月2日(土)22時~3日(日)22時
			(3) 気象の状況
			① 文献その他の資料調査
			過去5年間程度(平年値は1981~2010年)
			② 現地調査
			ア地上気象
			<u> </u>
			<u> </u>

表5-2-1(3) 調査、予測及び評価の手法(大気質)

	表5-2-1(3)	阿丑、」	(の計画の子法(入気員)			
項 環境要素の区分	目 影響要因の区分		調査、予測及び評価の手法			
室素酸化物 浮遊粒子状物質 (結ま)		予測の基本 的な手法	プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる年平均値、1時間値の予測			
(旅でき)		<施設の供用> 廃棄物等の搬入 及び搬出	<施設の供用> 廃棄物等の搬入 及び搬出	<施設の供用> 廃棄物等の搬入 及び搬出	予測地域	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域周辺で、工事用資材等運搬車両及び廃棄物等運搬車両の主要運行ルート沿道
		予測地点	予測地域の工事用資材等運搬車両及び廃棄物 等運搬車両の主要運行ルートから選定した2地 点(現地調査地点と同じ)			
		期等	予測対象時 期等	(1) 工事の実施 工事用資材等運搬車両の運行による窒素酸 化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最 大となる時期 (2) 施設の供用 施設の稼働が定常の状態となる時期		
		評価の手法	工事用資材等運搬車両及び廃棄物等運搬車両の運行による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。また、環境基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「二酸化窒素に係る環境基準について」 ・「大気の汚染に係る環境基準について」			

表5-2-1(4) 調査、予測及び評価の手法(大気質)

	表5-2-1(4)	調宜、予測以	なび評価の手法(大気質)
項	目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	査結果を活用する	の調査については、整備予定地変更前の事業計画下での現地調る。調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。な「3章1 自然的状況」に記載した。
室素酸化物 浮遊粒子状物質	<工事の実施> 建設機械の稼働 等	調査すべき情報	 (1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 気象の状況 ① 地上気象風向・風速(地上10m)、気温(地上1.5m)、湿度(地上1.5m)、日射量(地上3m)及び放射収支量(地上1.5m)
		調査の基本的な手法	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 環境基準に規定する測定の方法 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 豊橋地域気象観測所等における気象観測結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 「地上気象観測指針」(平成14年 気象庁)に準拠した方法
		調査地域	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等 ② 現地調査 事業実施区域直近1地点(地点1) (図5-2-2 環境大気質及び気象の調査地点参照) (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 豊橋地域気象観測所等 ② 現地調査 事業実施区域直近1地点(地点1) (図5-2-2 環境大気質及び気象の調査地点参照)
		調査期間等	 (1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査過去5年間程度 ② 現地調査 1年間連続測定 通年:平成29年9月1日(金)~平成30年8月31日(金)

表5-2-1(5) 調査、予測及び評価の手法(大気質)

	120 2 1 (0)	明旦く「次ル	
項	目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	査結果を活用する	の調査については、整備予定地変更前の事業計画下での現地調る。調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。な 「3章1 自然的状況」に記載した。
窒素酸化物 浮遊粒子状物質 (続き)	<工事の実施> 建設機械の稼働 等 (続き)	調査期間等 (続き) 予測の基本 的な手法	(2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度(平年値は1981~2010年) ② 現地調査 1年間連続測定 通年: 平成29年9月1日(金)~平成30年8月 31日(金) プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる年平均値、1時間値の予測
		予測地域	空素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域周辺 予測地域に同じ
		予測対象時 期等 評価の手法	建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期 建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。また、環境基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「二酸化窒素に係る環境基準について」・「大気の汚染に係る環境基準について」

表5-2-1(6) 調査、予測及び評価の手法(大気質)

	表5-2-1(6)	調査、予測及	なび評価の手法(大気質)
項	目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	査結果を活用する	の調査については、整備予定地変更前の事業計画下での現地調る。調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。な、「3章1 自然的状況」に記載した。
粉じん等	<工事の実施> 資材等の搬入及 び搬出 建設機械の稼働 等 掘削・盛土等の土 工又は既存の工 作物等の除去	調査すべき情報。調査の基本的な手法	(1) 降下ばいじん量の状況 (2) 気象の状況 ① 地上気象 風向・風速(地上10m) (1) 降下ばいじん量の状況 ① 現地調査 「衛生試験法・注解2015 4.4.1.2 2)日本薬学会」に基づく方法 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 豊橋地域気象観測所等における気象観測結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 「地上気象観測指針」(平成14年 気象庁)に準拠した方法
		調査地域	粉じんに係る環境影響を受けるおそれがある と認められる地域として、事業実施区域及びそ の周辺
		調査地点	 (1) 降下ばいじん量の状況 ① 現地調査 事業実施区域直近1地点(地点1) (図5-2-2 環境大気質及び気象の調査地点参照) (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 豊橋地域気象観測所等 ② 現地調査 事業実施区域直近1地点(地点1) (図5-2-2 環境大気質及び気象の調査地点参照)
		調査期間等	 (1)降下ばいじん量の状況 ① 現地調査 四季に各1ヵ月間 (2)気象の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度(平年値は1981~2010年) ② 現地調査 1年間連続測定 通年:平成29年9月1日(金)~平成30年8月31日(金)
		予測の基本 的な手法 予測地域	調査結果及び工事計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測 工事用資材等運搬車両の運行、建設機械の稼働等、掘削・盛土等の土工及び既存の工作物等の除去による粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺

第5章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 2 調査、予測及び評価の手法の選定及び選定理由

表5-2-1(7) 調査、予測及び評価の手法(大気質)

項	目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		調査、予例及の評価の手伝
粉じん等 (続き)	<工事の実施> 資材等の搬入及 び搬出 建設機械の稼働 等 掘削・盛土等の土 工又は既存の工 作物等の除去	予測対象時 期等 評価の手法	工事用資材等運搬車両の運行による粉じんに 係る環境影響が最大となる時期、建設機械の稼働等による粉じんに係る環境影響が最大となる 時期、掘削・盛土の土工による粉じんに係る環境影響が最大となる時期及び既存の工作物等の 除去による粉じんに係る環境影響が最大となる 時期
	(続き)		働等、掘削・盛土の土工及び既存の工作物等の除去による粉じんに係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表5-2-1(8) 調査、予測及び評価の手法(大気質)

項	目		調査、予測及び評価の手法							
環境要素の区分	影響要因の区分		胸重、「肉灰し山 圃~」は							
有害物質等	<工事の実施> 掘削・盛土等の土	調査すべき 情報	有害物質等(ダイオキシン類)による汚染状 況							
	工又は既存の工 作物等の除去	調査の基本 的な手法	(1) 文献その他資料調査 既存施設の調査結果の整理及び解析							
									調査地域	事業実施区域
		予測の基本 的な手法	調査結果及び工事計画における環境配慮事項 を踏まえた定性的予測							
			予測地域	既存施設の解体時におけるダイオキシン類に 係る環境影響を受けるおそれがあると認められ る地域として、事業実施区域周辺						
		予測対象時 期等	既存施設の解体工事を行う時期							
		評価の手法	既存の工作物等の除去による有害物質等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。							

表5-2-1(9) 調査、予測及び評価の手法(大気質)

	表5-2-1(9)	16五、 1 次12	及び評価の手法(大気質)
項	目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	査結果を活用す	の調査については、整備予定地変更前の事業計画下での現地調る。調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。な、「3章1 自然的状況」に記載した。
硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	<施設の供用> ばい煙の排出	調査すべき	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質(水銀、塩化水素、ダイオキシン類)の濃度の状況 (2) 気象の状況 (1) 地上気象 風向・風速(地上10m)、気温(地上1.5m)、湿度(地上1.5m)、日射量(地上3m)及び放射収支量(地上1.5m) (2) 上層気象 風向・風速及び気温(地上1,500mまで50mごと)の鉛直分布
		調査の手法を担当を担当を担当を担当を担当を担当を担当を担当を担当を担当を担当を担当を担当を	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質:環境基準に規定する測定の方法 ・水銀:「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成23年 環境省)に準拠した方法と・域化水素:「大気汚染物質測定法指針」(昭和62年 環境庁)に準拠した方法・ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(平成20年3月改訂 環境省)に準拠した方法 ② 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 豊橋地域気象観測所等における気象観測結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ア 地上気象 「地上気象観測指針」(平成14年 気象庁)に準拠した方法 【 上層気象 「地上気象観測指針」(平成14年 気象庁)に準拠した方法

表5-2-1(10) 調査、予測及び評価の手法(大気質)

環境要素の区分		調査、予測及び評価の手法 注) <u>下線部太字</u> の調査については、整備予定地変更前の事業計画下での現地調査結果を活用する。調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。だ お、調査結果は、「3章1 自然的状況」に記載した。
硫黄酸化物 室遊牧物 (<施設の供用> ばい煙の排出 (続き)	 (1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、溶遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質(水銀、塩化水素、ダイオキシン類)の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査

表5-2-1(11) 調査、予測及び評価の手法(大気質)

	表5-2-1(11)	調査、ア烈及の計画の十法(入乳貝)
項	<u> </u>	調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	注) <u>下線部太字</u> の調査については、整備予定地変更前の事業計画下での現地調査結果を活用する。調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。なお、調査結果は、「3章1 自然的状況」に記載した。
硫黄酸化物窒素粒化物浮遊物質有害物質(続き)	<施設の供用> ばい煙の排出 (続き)	調査期間等 (1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 事業実施区域直近:1年間連続測定 通年:平成29年9月1日(金)~平成30年8月 31日(金)事業実施区域周辺:四季に各1週間連続測定

表5-2-1(12) 調査、予測及び評価の手法(大気質)

	投5-2-1(12)	B-124 1 (A)	及び計画の子法(入刈貝)
項	目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		MATTY 1 NAVY O HI IIM A 1 IV
硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等 (続き)	<施設の供用> ばい煙の排出 (続き)	予測の基本的な手法	(1) 長期予測(年平均値) プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる。 (2) 短期予測(高濃度出現条件下における1時間値) 高濃度発生の可能性がある次の条件を対象とし、プルーム式等を用いた拡散シミュレーションによる。 ・大気安定度不安定時 ・上層逆転時 ・接地逆転層崩壊時 ・ダウンウォッシュ時(煙突後流) ・ダウンドラフト時(建物後流)
		予測地域	硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び 有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある と認められる地域として、事業実施区域周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時 期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	ばい煙の排出による硫黄酸化物、窒素酸化物、 浮遊粒子状物質及び有害物質に係る環境影響が、 事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又 は低減されているかどうかについて見解を明ら かにする。 また、環境基準等と整合が図られているかどう かについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「大気の汚染に係る環境基準について」 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」 ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基 準の改定等について」(環境庁大気保全局長通 達(昭和52年6月16日環大規第136号))による 塩化水素の目標環境濃度 ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方につい て(第七次答申)」(平成15年環境省通知 環管 総発第03090004号)による水銀の指針値 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚 濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染 に係る環境基準について」

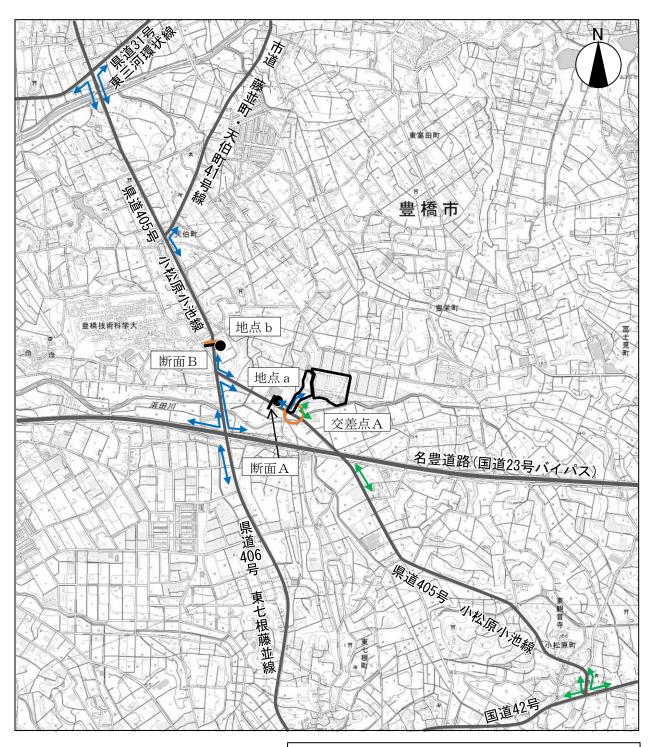




図 5-2-1 沿道大気質の調査地点

この地図は、国土地理院の地理院地図(淡色地図) を使用したものである。

凡例

: 事業実施区域: 主要走行道路

: 工事用資材等運搬車両及び廃棄物等運搬車両

主要走行経路

: 廃棄物等運搬車両主要走行経路

: 沿道大気質調査地点: 道路の状況調査地点

: 交通量調査地点



図 5-2-2 環境大気質及び気象の調査地点

1:50,000

凡例

: 事業実施区域

: 大気質、地上気象、上層気象調査地点

▲ : 大気質、地上気象調査地点

表5-2-2(1) 調査、予測及び評価の手法(騒音及び超低周波音)

			1の手法(騒音及ひ超低周波音)
項			THE PROPERTY OF THE PARK YES
環境要素の区分	影響要因の区分		調査、予測及び評価の手法
建設作業等騒音	<工事の実施> 建設機械の稼働 等	調査すべき 情報	(1) 騒音の状況(2) 地表面の状況
	掘削・盛土等の土 工又は既存の工 作物等の除去	調査の基本的な手法	(1) 騒音の状況 ① 現地調査 JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」 に基づく方法 (2) 地表面の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報 の収集並びに当該情報の整理及び解析
		調査地域	建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響を 受けるおそれがあると認められる地域として、 事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 騒音の状況 事業実施区域敷地境界4地点(地点A、B、 C、D) (図5-2-3 環境騒音、低周波音、環境振動 の調査地点参照) (2) 地表面の状況 騒音の状況の調査地点の周辺
		調査期間等	(1) 騒音の状況 平日1日及び休日1日の2日(24時間)(2) 地表面の状況 騒音の状況の現地調査時
		予測の基本 的な手法	ASJ CN-Model 2007(日本音響学会式)による予測
		予測地域	騒音の距離減衰を考慮して、建設機械の稼働による騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時 期等	建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が 最大となる時期
		評価の手法	建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「騒音に係る環境基準について」 ・「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」

表5-2-2(2) 調査、予測及び評価の手法(騒音及び超低周波音)

項	B		
環境要素の区分	影響要因の区分		調査、予測及び評価の手法
施設からの騒音	<施設の供用> 機械等の稼働	調査すべき 情報	(1) 騒音の状況
		調査の基本 的な手法	「建設作業騒音、建設機械の稼働等」の手法に同じ
		調査地域	機械等の稼働に伴う騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		調査地点	「建設作業騒音、建設機械の稼働等」の地点 に同じ
		調査期間等	「建設作業騒音、建設機械の稼働等」の期間 に同じ
		予測の基本 的な手法	騒音伝搬理論式による予測
		予測地域	騒音の距離減衰を考慮して、機械等の稼働による騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時 期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	機械等の稼働に伴う騒音に係る環境影響が、 事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又 は低減されているかどうかについても見解を明 らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうか についても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「騒音に係る環境基準について」 ・「特定工場等において発生する騒音の規制に関 する基準」 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規 則」

表5-2-2(3) 調査、予測及び評価の手法(騒音及び超低周波音)

	表5-2-2(3) 調査、	プタスの計画	1の手法(騒音及ひ超低周波音)
項	目	注) 下線部太字 @	調査、予測及び評価の手法 の調査については、整備予定地変更前の事業計画下での現地調
環境要素の区分	影響要因の区分	お、調査結果は、	る。調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。な、「3章1 自然的状況」「3章2 社会的状況」に記載した。
道路交通騒音	<工事の実施> 資材等の搬入及 び搬出	調査すべき情報	(1) 道路交通騒音の状況(2) 沿道の状況(3) 道路構造及び当該道路における交通量及び 走行速度の状況
	<施設の供用> 廃棄物等の搬入 及び搬出	調査の基本的な手法	 (1) 道路交通騒音の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等による測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 環境基準に規定する測定の方法 (2) 沿道の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 文献その他の資料調査 「全国道路交通センサス」における調査結果の収集、整理 ② 現地調査 ・道路構造:メジャー等による計測
		調査地域	・交通量:カウンターによる計測 ・走行速度:ストップウォッチによる調査 音の伝搬の特性を踏まえて、工事用資材等運搬車両及び廃棄物等運搬車両の運行に伴う騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域周辺で、工事用資材等運搬車両及び廃棄物等運搬車両の主要運行ルート沿道
		調査地点	 (1) 道路交通騒音の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等の実施の調査地点 ② 現地調査 工事用資材等運搬車両及び廃棄物等運搬車両の主要運行ルート沿道2地点(地点a,b) (図5-2-4 道路交通騒音、振動の調査地点参照) (2) 沿道の状況 道路交通騒音の状況の調査地点の周辺 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 ・道路構造:工事用資材等運搬車両及び廃棄物等運搬車両の主要運行ルート上の2 断面(断面A、B) ・交通量:工事用資材等運搬車両及び廃棄物等運搬車両の主要運行ルート上の1交差点、1断面(交差点A、断面B) ・走行速度:道路交通騒音の状況の調査地点

表5-2-2(4) 調査、予測及び評価の手法(騒音及び超低周波音)

		7 17 17 17 17 17	10一方式(融音文の起色向放音)
項	<u> </u>		調査、予測及び評価の手法
			の調査については、整備予定地変更前の事業計画下での現地調
環境要素の区分	影響要因の区分		る。調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。な
			「3章1 自然的状況」「3章2 社会的状況」に記載した。
道路交通騒音	<工事の実施>	調査期間等	(1) 道路交通騒音の状況
(続き)	資材等の搬入及		① 文献その他の資料調査
	び搬出		近年について収集
	. M M M		② 現地調査
	<施設の供用>		<u>平日1日及び休日1日の2日(各24時間)</u>
	廃棄物等の搬入		平日:平成29年12月6日(水)22時~7日(木)22時 休日:平成29年12月2日(土)22時~3日(日)22時
	及び搬出 (続き)		(2) 道路構造及び当該道路における交通量及び
	(舵さ)		走行速度の状況
			道路交通騒音の状況の現地調査時
		予測の基本	ASJ RTN-Model 2018(日本音響学会式)による
		的な手法	予測
		予測地域	音の伝搬特性を踏まえて、工事用資材等運搬
			車両及び廃棄物等運搬車両の運行に伴う騒音に
			係る環境影響を受けるおそれがあると認められ
			る地域として、事業実施区域周辺で、工事用資
			材等運搬車両及び廃棄物等運搬車両の主要運行
			ルート沿道住居付近
		予測地点	予測地域の工事用資材等運搬車両及び廃棄物
			等運搬車両の主要運行ルートから選定した2地
			点(現地調査地点と同じ)
		予測対象時	(1) 工事の実施
		期等	工事用資材等運搬車両の運行による騒音に
			係る環境影響が最大となる時期
			(2) 施設の供用
			施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	工事用資材等運搬車両及び廃棄物等運搬車両
			の運行による騒音に係る環境影響が、事業者の
			実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減さ
			れているかどうかについて見解を明らかにす
			る。
			また、基準等と整合が図られているかどうか
			についても見解を明らかにする。 <基準・目標>
			< 基準・日標
			・「触すに徐る揼児基準について」

表5-2-2(5) 調査、予測及び評価の手法(騒音及び超低周波音)

-		, 1 WIN O HI II	■の十法(織自及の庭は向収目)
項	目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		MAEY INVOLUENCE
低周波音	<施設の供用> 機械等の稼働	調査すべき情報	(1) 低周波音の状況 (2) 地表面の状況
		調査の基本的な手法	(1) 低周波音の状況 ① 現地調査 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年 環境庁)に準拠した方法 (2) 地表面の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
		調査地域	機械等の稼働に伴う低周波音に係る環境影響 を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 低周波音の状況 事業実施区域敷地境界等4地点(地点A、B、D、E) (図5-2-3 環境騒音、低周波音、環境振動の調査地点参照) (2) 地表面の状況 低周波音の状況の調査地点の周辺
		調査期間等	(1) 低周波音の状況 平日1日(24時間)(2) 地表面の状況 低周波音の状況の現地調査時
		予測の基本 的な手法	事業計画における環境配慮事項及び類似事例 による定性的予測
		予測地域	低周波音の伝搬の特性を考慮して、機械等の 稼働による低周波音に係る環境影響を受けるお それがあると認められる地域として、事業実施 区域周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時 期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	機械等の稼働による低周波音に係る環境影響 が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回 避又は低減されているかどうかについて見解を 明らかにする。

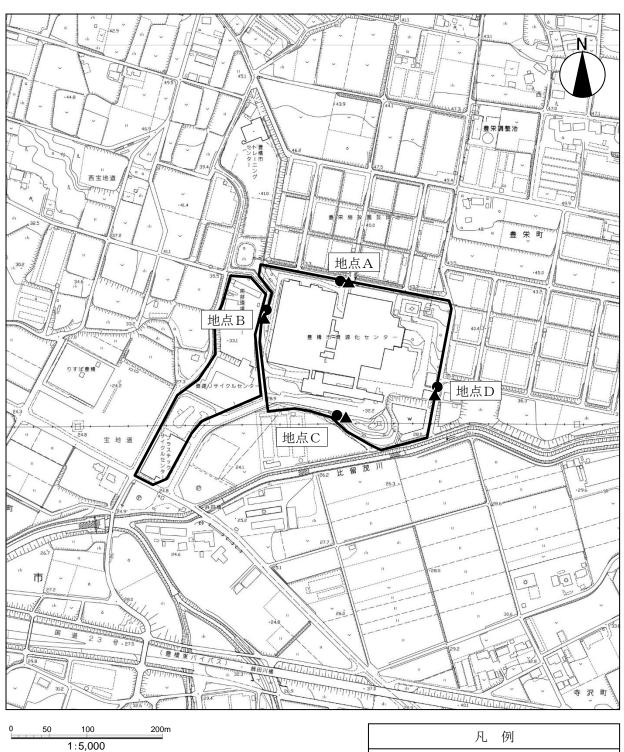
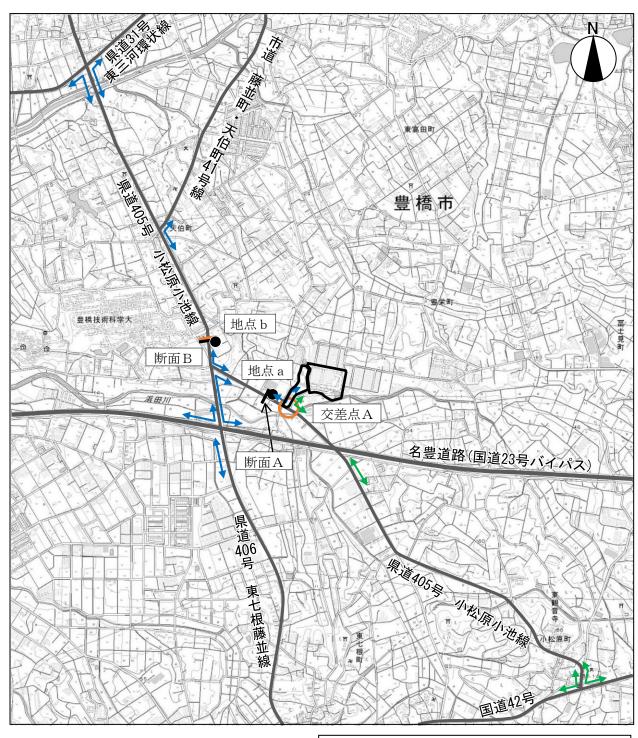


図 5-2-3 環境騒音、低周波音、環境振動の調査地点

: 事業実施区域

: 環境騒音、振動調査地点

: 低周波音調査地点



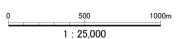


図 5-2-4 道路交通騒音、

道路交通振動の調査地点

この地図は、国土地理院の地理院地図(淡色地図)を使用したものである。

凡例

: 事業実施区域

--- :主要走行道路

:工事用資材等運搬車両及び廃棄物等

運搬車両主要走行経路

▶ :廃棄物等運搬車両主要走行経路

● : 道路交通騒音、振動調査地点

: 道路構造調査地点

: 交通量調査地点

表5-2-3(1) 調査、予測及び評価の手法(振動)

	表5-2-3(1)	調宜、	及び評価の手法(振動)
項	目 影郷亜田の区へ		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分 建設作業等振動	影響要因の区分 <工事の実施>	調査すべき	(1) 振動の状況
	建設機械の稼働 等	情報	(2) 地盤の状況
	掘削・盛土等の 土工又は既存の 工作物等の除去	調査の基本 的な手法	 (1)振動の状況 ① 現地調査 JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に基づく方法 (2)地盤の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
		調査地域	建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響を 受けるおそれがあると認められる地域として、 事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 振動の状況 事業実施区域敷地境界4地点(地点A、B、 C、D) (図5-2-3 環境騒音、低周波音、環境振動 の調査地点参照) (2) 地盤の状況 振動の状況の調査地点の周辺
		調査期間等	(1)振動の状況 平日1日及び休日1日の2日(24時間)(2)地盤の状況 振動の状況の現地調査時
		予測の基本 的な手法	振動の伝搬理論式による予測
		予測地域	振動の伝搬特性を踏まえて、建設機械の稼働による振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時 期等	建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響が 最大となる時期
		評価の手法	建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「振動規制法施行規則」 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」 ・振動の感覚閾値

表5-2-3(2) 調査、予測及び評価の手法(振動)

	表 3-2-3 (Z)	则且、 」,例	及び評価の手法(振動)
項 環境要素の区分	目 影響要因の区分		調査、予測及び評価の手法
施設からの振動	<施設の供用> 機械等の稼働	調査すべき 情報	(1) 振動の状況 (2) 地盤の状況
		調査の基本 的な手法	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の手 法に同じ
		調査地域	機械等の稼働に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		調査地点	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の地 点に同じ
		調査期間等	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の期 間に同じ
		予測の基本 的な手法	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の手 法に同じ
		予測地域	振動の伝搬特性を踏まえて、機械等の稼働に 伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがある と認められる地域として、事業実施区域周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時 期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	機械等の稼働に伴う振動に係る環境影響が、 事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又 は低減されているかどうかについて見解を明ら かにする。 また、基準等と整合が図られているかどうか についても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「特定工場等において発生する振動の規制に関 する基準」 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規 則」 ・振動の感覚閾値

表5-2-3(3) 調査、予測及び評価の手法(振動)

_			
環境要素の区分	影響要因の区分	査結果を活用す	調査、予測及び評価の手法 の調査については、整備予定地変更前の事業計画下での現地調 る。調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。な 、「3章1 自然的状況」「3章2 社会的状況」に記載した。
道路交通振動	<工事の実施> 資材等の搬入及 び搬出 <施設の供用> 廃棄物等の搬入 及び搬出	調査すべき情報の基本の基本的な手法	 (1) 道路交通振動の状況 (2) 沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 (4) 地盤の状況 (1) 道路交通振動の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等による測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 振動規制法施行規則に定める測定方法に準拠した方法 (2) 沿道の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報
		調査地域	の収集並びに当該情報の整理及び解析 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び 走行速度の状況 ① 現地調査
			れる地域として、事業実施区域周辺で、工事用資 材等運搬車両及び廃棄物等運搬車両の主要運行 ルート沿道

表5-2-3(4) 調査、予測及び評価の手法(振動)

	衣3-2-3 (4)	刚且、 」,例	及び評価の手法(振動)
項	目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	査結果を活用す	の調査については、整備予定地変更前の事業計画下での現地調る。調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。な、「3章1 自然的状況」「3章2 社会的状況」に記載した。
道路交通振動(続き)	<工事の実施> 資材等の搬入 び搬出 <施設の供用> 廃棄物出 (続き)	調査地点	(1) 道路交通振動の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等の実施の調査地点 ② 現地調査 工事用資材等運搬車両及び廃棄物等運搬 車両の主要運行ルート沿道2地点(地点a、b) (図5-2-4 道路交通騒音、振動の調査地点参照) (2) 沿道の状況 道路交通振動の状況の調査地点の周辺 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 ・道路構造:工事用資材等運搬車両及び廃棄物等運搬車両の主要運行ルート上の2断面(断面A、B) ・交通量:工事用資材等運搬車両及び廃棄物等運搬車両の主要運行ルート上の1交差点、1断面(交差点A、断面B) ・走行速度:道路交通振動の状況の調査地点 (4) 地盤の状況
		調査期間等	(4) 地盤の状況 道路交通振動の状況の調査地点の周辺 (1) 道路交通振動の状況 ① 文献その他の資料調査 近年について収集 ② 現地調査 平日1日及び休日1日の2日(24時間(毎正時後10分間)) 平日: 平成29年12月6日(水) 22時~7日(木) 22時 休日: 平成29年12月2日(土) 22時~3日(日) 22時 (2) 道路構造及び当該道路における交通量及び 走行速度の状況、地盤の状況 道路交通振動の状況の現地調査時(地盤の状 況は平成29年12月6日(水) 22時~7日(木) 22時)
		予測の基本 的な手法 予測地域 予測地点	旧建設省土木研究所提案式による予測 振動の伝搬特性を踏まえて、工事用資材等運搬 車両及び廃棄物等運搬車両の運行に伴う振動に 係る環境影響を受けるおそれがあると認められ る地域として、事業実施区域周辺で、工事用資材 等運搬車両及び廃棄物等運搬車両の主要運行ルート沿道住居付近
		了側地点	予測地域の工事用資材等運搬車両及び廃棄物等運搬車両の主要運行ルートから選定した2地点(現地調査地点と同じ)

表5-2-3(5) 調査、予測及び評価の手法(振動)

項	目	調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		調査、 17側及び評価の子伝
道路交通振動 (続き)	<工事の実施> 資材等の搬入及 び搬出 <施設の供用> 廃棄物等の搬入	予測対象時 期等	(1) 工事の実施 工事用資材等運搬車両の運行による振動に 係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の供用 施設の稼働が定常の状態となる時期
	及び搬出 (続き)	評価の手法	工事用資材等運搬車両及び廃棄物等運搬車両 の運行による振動に係る環境影響が、事業者の 実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減さ れているかどうかについて見解を明らかにす る。 また、基準等と整合が図られているかどうか についても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「道路交通振動の要請限度」

表5-2-4 調査、予測及び評価の手法(悪臭)

	衣 ე−∠−4	阿丑、] ////	.ひ計11110 十法(恙矣)
項	目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	の維持管理及び用する。調査の	の調査については、豊橋市資源化センターにおいて、当該施設 環境保全に資することを目的とし実施している悪臭調査を活 手法は、その現地調査に関する内容を記載した。なお、調査結 1然的状況」に記載した。
臭気指数	<施設の供用> 施設からの悪臭	調査すべき 情報	(1) 悪臭(臭気指数)の状況 (2) 気象(風向・風速、気温、湿度)の状況
	の漏洩	調査の基本的な手法	(1) 悪臭(臭気指数)の状況 ① 現地調査 三点比較式臭袋法 (2) 気象の状況 ① 現地調査 「地上気象観測指針」(平成14年 気象庁)に準拠した方法
		調査地域	悪臭の拡散の特性を踏まえて、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		調査地点	 (1) 悪臭の状況 事業実施区域敷地境界4地点 (調査当日の風上、風下を考慮して設定) (2) 気象の状況 事業実施区域敷地境界4地点 (図5-2-5 悪臭調査地点において測定)
		調査期間等	(1) 悪臭の状況 令和2年8月4日(火)(2) 気象の状況 令和2年8月4日(火)
		予測の基本 的な手法	事業計画における環境配慮事項及び類似事例 による定性的予測
		予測地域	悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭に係る環境 影響を受けるおそれがあると認められる地域と して、事業実施区域周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時 期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	施設からの悪臭の漏洩による悪臭に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「悪臭防止法施行規則」による敷地境界における規制基準

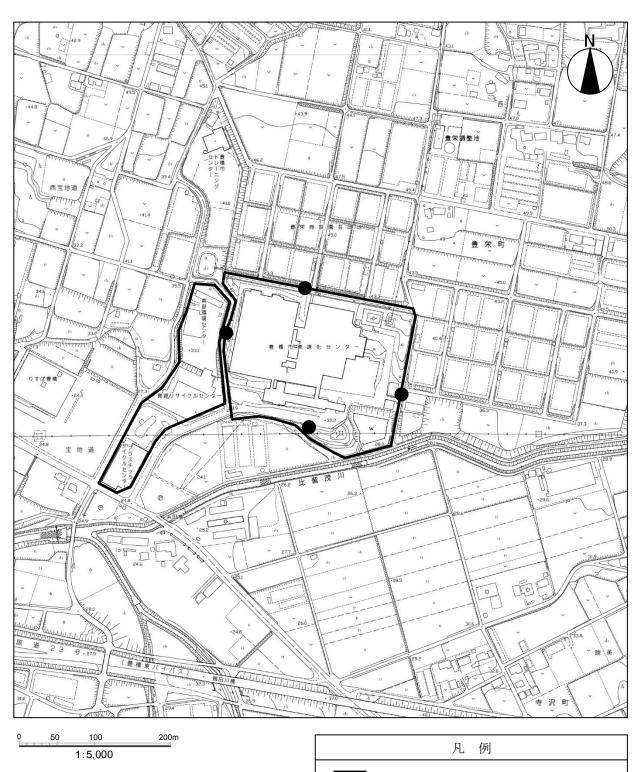


図 5-2-5 悪臭の調査地点

: 事業実施区域 : 悪臭調査地点

表5-2-5(1) 調査、予測及び評価の手法(水質)

	表5-2-5(1)	神里、 广州	及ひ評価の手法(水質) 													
項	<u></u> 目		調査、予測及び評価の手法													
環境要素の区分	影響要因の区分	査結果を活用する	の調査については、整備予定地変更前の事業計画下での現地調る。調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。な、「3章1 自然的状況」に記載した。													
水素イオン濃度	<工事の実施> 掘削・盛土等の土 エ又は既存の工 作物等の除去	調査すべき情報調査の基本的な手法	水素イオン濃度及びその調査時における流量の状況 (1) 文献その他の資料調査 公共用水域の測定結果の収集、整理及び解析 (2) 現地調査 ・水素イオン濃度:環境基準に規定する測定の方法													
		調査地域	・流量: JIS K 0094 コンクリート打設等による水素イオン濃度に 係る環境影響を受けるおそれがあると認められ る地域として、事業実施区域周辺で、予測・評 価に必要な情報を把握できる地域													
															調査地点	(1) 文献その他の資料調査 公共用水域の水質汚濁調査地点 (2) 現地調査 放流先となる比留茂川、浜田川の3地点(地 点 I、II、III) (図5-2-6 水質の調査地点参照)
				調査期間等	(1) 文献その他の資料調査 過去5年間程度 (2) 現地調査 四季に各1日1回 秋季: 平成29年11月16日(木),17日(金) 冬季: 平成30年2月6日(火),7日(水) 春季: 平成30年5月17日(木),18日(金) 夏季: 平成30年8月6日(月),7日(火)											
				予測の基本 的な手法 予測地域	調査結果及び工事計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて、コンクリート打設等による水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域周辺											
		予測地点	予測地域に同じ													
	予測対象時 期等	コンクリート打設等による公共用水域の水素 イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期														
		評価の手法	コンクリート打設等による水素イオン濃度に 係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で できる限り回避又は低減されているかどうかに ついて見解を明らかにする。 また、環境基準と整合が図られているかどう かについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「水質汚濁に係る環境基準について」													

表5-2-5(2) 調査、予測及び評価の手法(水質)

	表5-2-5(2)	- 調宜、ア測	及ひ評価の手法(水質)
環境要素の区分	目 影響要因の区分	査結果を活用す	調査、予測及び評価の手法 D調査については、整備予定地変更前の事業計画下での現地調る。調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。な
		お、調査結果は、	,「3章1 自然的状況」に記載した。
水の汚れ(生物 化学的酸素要求 量等)	<施設の供用> 汚水の排出	調査すべき情報	水質(環境基準項目(生活環境項目))、水温、 外観、臭気、透視度及びその調査時における流量の状況
		調査の基本的な手法	(1) 文献その他の資料調査 公共用水域の測定結果の収集、整理及び解 析 (2) 現地調査
			<u>・環境基準項目:環境基準に規定する測定</u> の方法 ・流量:JIS K 0094
		調査地域	汚水の排出による生物化学的酸素要求量等に 係る環境影響を受けるおそれがあると認められ る地域として、事業実施区域周辺で、予測・評 価に必要な情報を把握できる地域
		調査地点	(1) 文献その他の資料調査 公共用水域の水質汚濁調査地点 (2) 現地調査
			<u>放流先となる浜田川の2地点(地点IV、V)</u> (図5-2-6 水質の調査地点参照)
		調査期間等	(1) 文献その他の資料調査 過去5年間程度 (2) 現地調査
			<u>四季に各1日1回</u> <u>秋季: 平成29年11月16日(木),17日(金)</u> <u>冬季: 平成30年2月6日(火),7日(水)</u> <u>春季: 平成30年5月17日(木),18日(金)</u> 夏季: 平成30年8月6日(月),7日(火)
		予測の基本 的な手法	調査結果及び事業計画における環境配慮事項 を踏まえた定性的予測
		予測地域	流域の特性及び生物化学的酸素要求量等の変化の特性を踏まえて、汚水の排出による生物化学的酸素要求量等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時 期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	汚水の排出による生物化学的酸素要求量等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。また、環境基準と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「水質汚濁に係る環境基準について」
			゙ー小貝イ7側に体の界児左毕に゙ノレ゙(]

表5-2-5(3) 調査、予測及び評価の手法(水質)

	表5-2-5(3)		及び評価の手法(水質)												
項	目		調査、予測及び評価の手法												
環境要素の区分	影響要因の区分	査結果を活用する	の国、「例及O・計画の子伝 の調査については、整備予定地変更前の事業計画下での現地調 る。調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。な 「3章1 自然的状況」に記載した。												
水の濁り(浮遊物質量)	<工事の実施> 掘削・盛土等の土 工又は既存の工 作物等の除去	調査すべき情報の基本的な手法	 (1) 水の濁り(浮遊物質量)、濁度及びその調査時における流量の状況 (2) 土質の状況 (1) 浮遊物質量、濁度及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査公共用水域の測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査・浮遊物質量:環境基準に規定する測定の方法・濁度: JIS K 0101・流量: JIS K 0094 (2) 土質の状況 沈降試験 												
														調査地域	土砂による水の濁りに係る環境影響を受ける おそれがあると認められる地域として、事業実 施区域及びその周辺で、予測・評価に必要な情 報を把握できる地域
		調査地点	 (1) 浮遊物質量、濁度及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査 公共用水域の水質汚濁調査地点 ② 現地調査 雨水の放流先となる浜田川、比留茂川の3 地点(地点I、II、III) (図5-2-6 水質の調査地点参照) (2) 土質の状況 事業実施区域直近の代表的な1地点 (図5-2-6 水質の調査地点参照) 												
		調査期間等	(1) 浮遊物質量、濁度及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 降雨時1回(ピーク時を含む10回程度採水) 平成30年6月20日(水) (2) 土質の状況 1回 平成30年7月18日(水)												
		予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測												
		予測地域	流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の 特性を踏まえて、土砂による水の濁りに係る環 境影響を受けるおそれがあると認められる地域 として、事業実施区域周辺												
		予測地点	予測地域に同じ												
		予測対象時 期等	工事の実施による公共用水域の水の濁りに係 る環境影響が最大となる時期												

表5-2-5(4) 調査、予測及び評価の手法(水質)

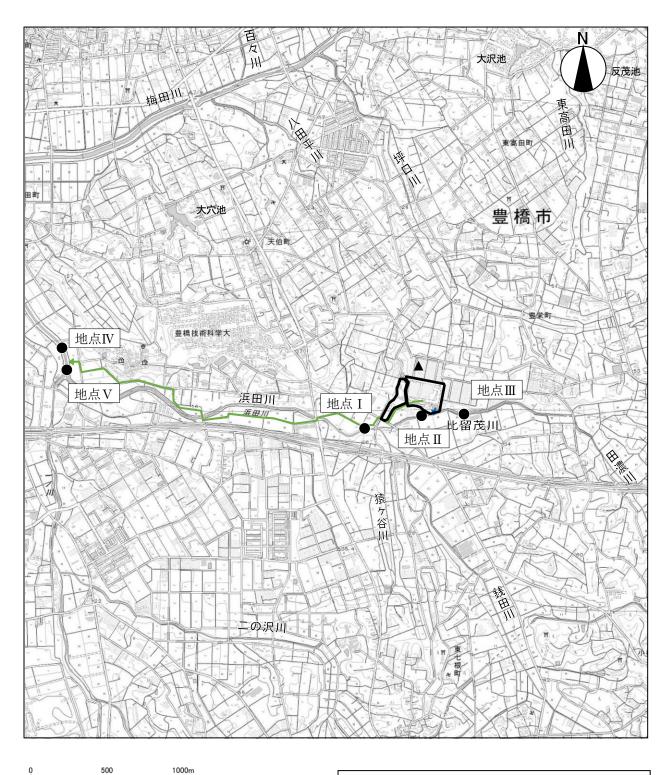
	12.0 2 0 (4)	神且、 17 例	及び計画の子広(小貝)
			調査、予測及び評価の手法
項	目		の調査については、整備予定地変更前の事業計画下での現地調
			る。調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。な 、「3章1 自然的状況」に記載した。
環境要素の区分	影響要因の区分	わ、調宜結果は、	、「3早1 日然的状况」に記載した。
水の濁り(浮遊		評価の手法	工事の実施による水の濁りに係る環境影響
物質量)	掘削・盛土等の土	н іш. У ід	が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回
(続き)	工又は既存の工		避又は低減されているかどうかについて見解を
	作物等の除去 (続き)		明らかにする。
富栄養化	<施設の供用>	調査すべき	全窒素及び全燐及びその調査時における流量
m/1-2/13	汚水の排出	情報	の状況
		調査の基本 的な手法	(1) 文献その他の資料調査 公共用水域の測定結果の収集、整理及び解
			析
			<u>(2) 現地調査</u> ・全窒素及び全燐:環境基準に規定する測
			定の方法
			<u>・流量:JIS K 0094</u>
		調査地域	汚水の排出による富栄養化に係る環境影響を
			受けるおそれがあると認められる地域として、
			事業実施区域周辺で、予測・評価に必要な情報 を把握できる地域
		調査地点	(1) 文献その他の資料調査 公共用水域の水質汚濁調査地点
			(2) 現地調査
			<u>放流先となる浜田川の2地点(地点IV、V)</u> (図5-2-6 水質の調査地点参照 <u>)</u>
		調査期間等	(1) 文献その他の資料調査
			過去5年間程度
			(2) 現地調査 四季に各1日1回
			<u> </u>
			冬季: 平成30年2月6日(火),7日(水) 春季: 平成30年5月17日(木),18日(金)
			夏季: 平成30年8月6日(月),7日(火)
		予測の基本 的な手法	調査結果及び事業計画における環境配慮事項 を踏まえた定性的予測
		予測地域	流域の特性及び全窒素及び全燐の変化の特性
			を踏まえて、汚水の排出による富栄養化に係る
			環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時 期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	汚水の排出による富栄養化に係る環境影響 が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回
			避又は低減されているかどうかについて見解を 明らかにする。

表5-2-5(5) 調査、予測及び評価の手法(水質)

	表5-2-5(5)	<u> </u>	及び評価の手法(水質)
項	目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	査結果を活用する	の調査については、整備予定地変更前の事業計画下での現地調る。調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。な 「3章1 自然的状況」に記載した。
富栄養化 (続き)	<施設の供用> 汚水の排出 (続き)	評価の手法 (続き)	また、環境基準と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「水質汚濁に係る環境基準について」
有害物質等	<工事の実施> 掘削・盛土等の土 エ又は既存の工 作物等の除去 <施設の供用> 汚水の排出	調査すべき情報	 (1) 水質(環境基準項目(健康項目)、ダイオキシン類)の状況 (2) 底質(カドミウム、全シアン、鉛、砒素、総水銀、ポリ塩化ビフェニル、フェノール類、銅、亜鉛、クロム、ダイオキシン類)の状況 (1) 水質の状況
	1 JANAA DELL	的な手法	 ① 文献その他の資料調査 公共用水域の測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 環境基準に規定する測定の方法 ② 底質の状況 ① 文献その他の資料調査 公共用水域の測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・ダイオキシン類:「ダイオキシン類に係る底質調査マニュアル」(平成21年環境省)に準拠した方法 ・ダイオキシン類以外:「底質調査方法」(平成24年環境省)に準拠した方法
		調査地域	有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域周辺で、予測・評価に必要な情報を把握できる地域
		調査地点	 (1) 水質の状況 ① 文献その他の資料調査 公共用水域の水質汚濁調査地点 ② 現地調査 <工事の実施>放流先となる浜田川、比留 茂川の3地点(地点I、II、III) (図5-2-6 水質の調査地点参照) <施設の供用>放流先となる浜田川の2地点(地点IV、V) (図5-2-6 水質の調査地点参照) (2) 底質の状況 ① 文献その他の資料調査 公共用水域の水質汚濁調査地点 ② 現地調査 <エ事の実施>放流先となる浜田川、比留 茂川の2地点(地点I、II) (図5-2-6 水質の調査地点参照) <施設の供用>放流先となる浜田川の1地点(地点IV) (図5-2-6 水質の調査地点参照)

表5-2-5(6) 調査、予測及び評価の手法(水質)

	表5-2-5(6)	- 神 旦、	及ひ評価の手法(水質)
項	<u> </u>		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	査結果を活用する	の調査については、整備予定地変更前の事業計画下での現地調る。調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。な 「3章1 自然的状況」に記載した。
有害物質等(続き)	<工事の実施> 掘削・盛土等の土 工又は既存の工 作物等の除去 <施設の供用> 汚水の排出 (続き)	調査期間等	(1) 水質の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 四季に各1日1回
		予測の基本 的な手法	調査結果及び工事計画・事業計画における環 境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域	流域の特性及び有害物質の変化の特性を踏ま えて、有害物質に係る環境影響を受けるおそれ があると認められる地域として、事業実施区域 周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時 期等	(1) 工事の実施 既存の工作物等の除去による公共用水域の 有害物質に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の供用 施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	既存の工作物等の除去による有害物質及び供用時の汚水の排出による有害物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。また、環境基準と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「水質汚濁に係る環境基準について」 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」



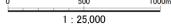


図 5-2-6 水質の調査地点

この地図は、国土地理院の地理院地図(淡色地図)を使用したものである。

凡例

: 事業実施区域
 ★ : 水質調査地点
 ★ : 土質調査地点
 → : 排水経路(雨水)
 → : 排水経路(汚水)

表5-2-6 調査、予測及び評価の手法(地盤・土壌)

	120 2 0 6月」	T	一川の子広(地流・工塚/
項	目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分 影響要因の区分 土壌環境 <工事の実施> 掘削・盛土等の土 工又は既存の工 作物等の除去	調査すべき情報調査の基本的な手法調査地域	有害物質(土壌の汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類)による汚染状況 「土壌の汚染に係る環境基準について」、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」 (平成21年 環境省)等に記載の方法 事業実施区域	
		調査地点	事業実施区域のごみ処理施設の建設予定地に 1地点 (図5-2-7 土壌環境の調査地点(事業実施区域)参照)
		調査期間等 予測の基本 的な手法	1回 調査結果及び事業計画における環境配慮事項 を踏まえた定性的予測
		予測地域	工事計画を踏まえて、土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時 期等	掘削・盛土等の土工時期
		評価の手法	掘削・盛土等の土工による土壌環境に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。また、環境基準と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。<基準・目標>・「土壌の汚染に係る環境基準について」・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」

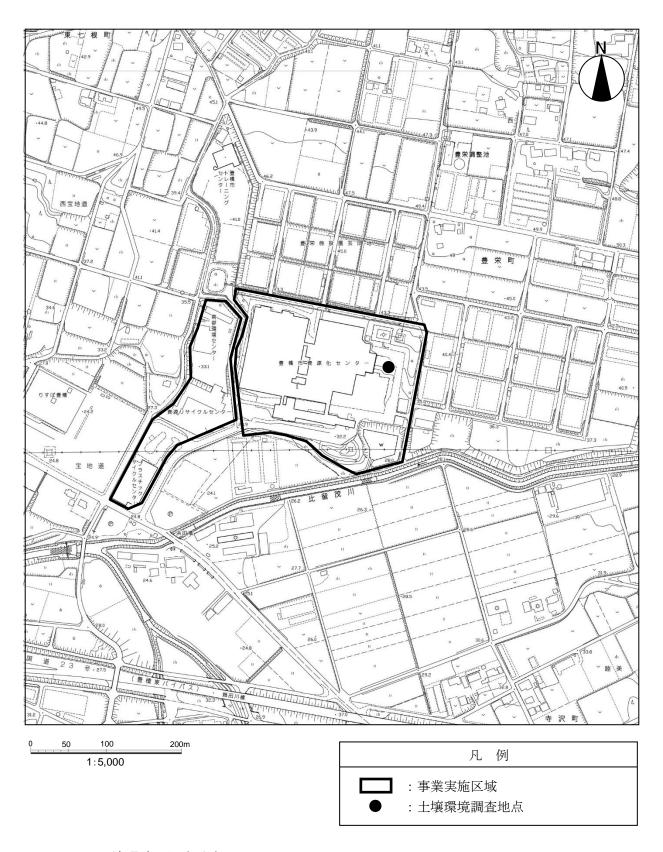


図 5-2-7 土壌環境の調査地点

表5-2-7(1) 調査、予測及び評価の手法(地下水の状況及び地下水質)

		別及の計画の.	手法(地下水の状況及び地下水質)
項	<u> </u>		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
地下水の状況	<工事の実施>	調査すべき	(1) 地形、地質及び地盤の状況
	掘削・盛土等の土	情報	(2) 地下水の水位の状況
	工又は既存の工		(3) 地下水の利用の状況
	作物等の除去	調査の基本	(1) 地形、地質及び地盤の状況
	 <施設の存在>	的な手法	事業実施区域及びその周辺でのボーリング
	地形改変並びに		調査結果や既存資料を基にした当該情報の整
	施設の存在		理及び解析 (2) 地下水の水位の状況
	が配けて、ヘンパリルエ		(2) 地下水の水位の状況 ① 文献その他の資料調査
			事業実施区域でのボーリング調査結果や
			既存資料を基にした当該情報整理及び解析
			②現地調査
			事業実施区域の観測井戸での測定
			(3) 地下水の利用の状況
			既存資料等による情報の収集による当該情
			報の整理及び解析
		調査地域	地形、地質及び地盤の特性を踏まえて、掘削・
			盛土等の土工、施設の存在による地下水の水位
			に係る環境影響を受けるおそれがあると認めら
			れる地域として、事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 地形、地質及び地盤の状況
			事業実施区域及びその周辺
			(2) 地下水の水位の状況 ① 文献その他の資料調査
			事業実施区域及びその周辺
			② 現地調査
			事業実施区域のごみ処理施設の建設予定
			地に設置した観測井戸1地点
			(図5-2-8 地下水位の調査地点参照)
			(3) 地下水の利用の状況
			事業実施区域及びその周辺
		調査期間等	(1) 地形、地質及び地盤の状況
			最近年について収集
			(2) 地下水の水位の状況
			① 文献その他の資料調査
			過去5年間程度
			② 現地調査
			四季に各1日1回 (3) 地下水の利用の状況
			過去5年間程度
		予測の基本 的な手法	工事計画・事業計画に基づいた定性的予測
		予測地域	工事計画・事業計画を踏まえて、掘削・盛土
		1 伊邦巴坝	工事計画・事業計画を始まえて、畑門・盗工 等の土工、施設の存在による地下水の水位に係
			る環境影響を受けるおそれがあると認められる
			地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時	(1) 工事の実施
		期等	掘削工事による環境影響が最大となる時期
			(2) 施設の供用
			施設の存在で環境影響を的確に把握できる
			時期

第5章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 2 調査、予測及び評価の手法の選定及び選定理由

表5-2-7(2) 調査、予測及び評価の手法(地下水の状況及び地下水質)

項	目	調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地下水の状況(続き)	<工事の実施> 掘削・盛土等の土 工又は既存の工 作物等の除去 <施設の存在> 地形改変並びに 施設の存在 (続き)	評価の手法	掘削・盛土等の土工、施設の存在に係る環境 影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限 り回避又は低減されているかどうかについて見 解を明らかにする。

表 5-2-7(3) 調査、予測及び評価の手法(地下水の状況及び地下水質)

項	- <u>Z-7(3) 調宜、予</u> 目	<u> </u>	手法(地下水の状況及び地下水頁)
環境要素の区分	影響要因の区分		調査、予測及び評価の手法
地下水質	<工事の実施> 掘削・盛土等の土 工又は既存の工 作物等の除去	調査すべき 情報	(1) 地下水質(地下水環境基準項目及びダイオキシン類)の状況(2) 地質の状況(3) 地下水の利用の状況
		調査の基本的な手法	(1) 地下水質の状況 ① 文献その他の資料調査 文献その他の資料による当該情報の整理 及び解析 ② 現地調査 ・地下水環境基準項目:環境基準に規定する測定の方法 ・ダイオキシン類:ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準に規定する測定の方法 (2) 地質の状況 事業実施区域及びその周辺でのボーリング調査結果や既存資料を基にした当該情報の整理及び解析 (3) 地下水の利用の状況 既存資料等による情報の収集による当該情報の整理及び解析
		調査地域	地形、地質及び地盤の特性を踏まえて、掘削・ 盛土等の土工による地下水質に係る環境影響を 受けるおそれがあると認められる地域として、 事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 地下水質の状況 ① 文献その他の資料調査 事業実施区域及びその周辺 ② 現地調査 事業実施区域の観測井戸1地点 (図5-2-8 地下水位、地下水質の調査地点参照) (2) 地質の状況 事業実施区域及びその周辺 (3) 地下水の利用の状況 事業実施区域及びその周辺
		調査期間等	 (1) 地下水質の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 四季に各1日1回 (2) 地質の状況 最近年について収集 (3) 地下水の利用の状況 過去5年間程度
		予測の基本 的な手法 予測地域	調査結果及び工事計画に基づいた定性的予測 工事計画・事業計画を踏まえて、掘削・盛土 等の土工による地下水質に係る環境影響を受け るおそれがあると認められる地域として、事業 実施区域及びその周辺

第5章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 2 調査、予測及び評価の手法の選定及び選定理由

表5-2-7(4) 調査、予測及び評価の手法(地下水の状況及び地下水質)

項	目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
地下水質	<工事の実施> 掘削・盛土等の土 工又は既存の工 作物等の除去	予測地点	予測地域に同じ
(続き)		予測対象時 期等	掘削工事による環境影響が最大となる時期
	(続き)	評価の手法	掘削・盛土等の土工に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

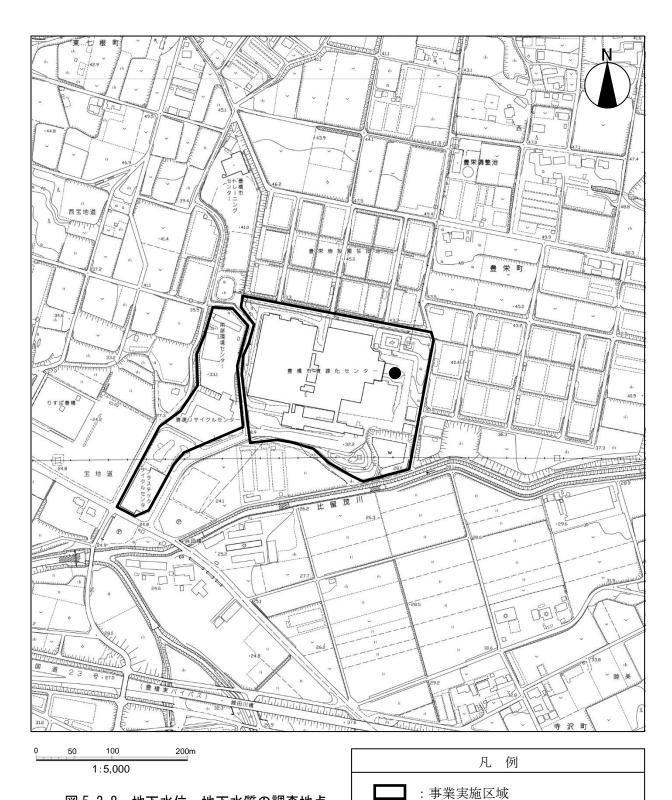


図 5-2-8 地下水位、地下水質の調査地点

■ : サネスル区域: 地下水位、地下水質調査地点

表5-2-8 調査、予測及び評価の手法(日照阻害)

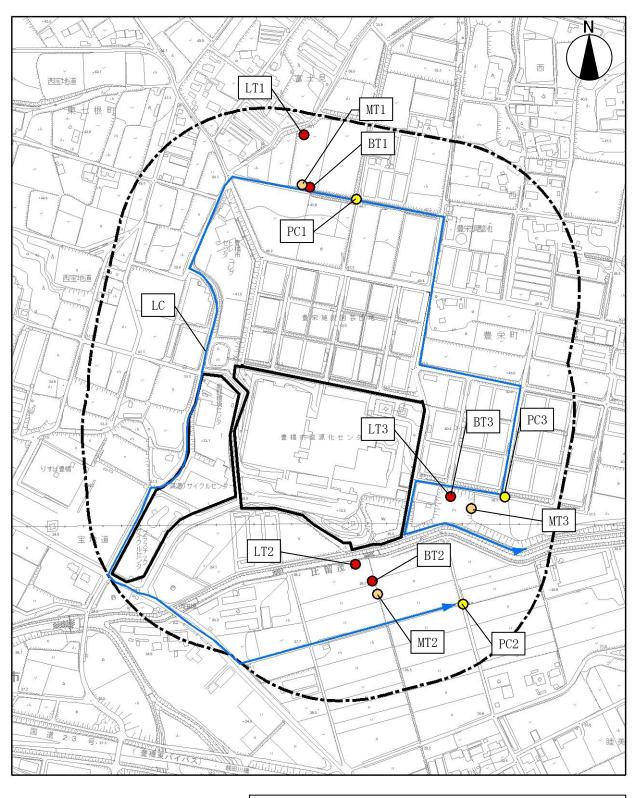
	1X 0 Z 0 m	111 1 1/1/100	
項 環境要素の区分	目 影響要因の区分		調査、予測及び評価の手法
日照阻害	(本語の存在) 地形改変並びに 施設の存在	調査すべき 情報 調査の基本 的な手法 調査地域	(1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況 現地踏査、既存資料の収集、整理及び解析 土地利用の状況及び地形の状況を踏まえて日
		刚且地改	照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると 認められる地域として、事業実施区域及びその 周辺
		調査地点	事業実施区域周辺
		調査期間	1回
		予測の基本 的な手法	時刻別日影図及び等時間日影図の作成による 予測
		予測地域	調査地域のうち、土地利用の状況及び地形の 状況を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受け るおそれがあると認められる地域として、事業 実施区域周辺
		予測地点	土地利用の状況及び地形の状況を踏まえて予 測地域における日照阻害に係る環境影響を的確 に把握できる地点
		予測対象時 期等	施設の設置が完了した時期の冬至日
		評価の手法	施設の存在による日照阻害に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「建築基準法に基づく日影規制について」

表5-2-9(1) 調査、予測及び評価の手法(動物)

	250-2-9(1)		及び計画の子法(動物)
項	目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	査結果を活用する	の調査については、整備予定地変更前の事業計画下での現地調る。調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。な、「3章1 自然的状況」に記載した。
重要な種及び注目すべき生息地	<工事の実施> 建設機械の稼働等 掘削・盛土等の土 工又は既存のエ	調査すべき情報	(1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況(2) 動物の重要な種の状況(3) 注目すべき生息地の状況
	作物の除去 <施設の存在> 地形改変並びに 施設の存在 <施設の存在 <施設の供用> 汚水の排出	調査の基本的な手法	(1) 文献その他の資料調査 文献、既存資料による情報の収集並びに当 該情報の整理・解析 (2) 現地調査 ・哺乳類:目撃法、フィールドサイン法、ト ラップ法、自動撮影法 ・鳥類:任意観察法、ラインセンサス法、ポイントセンサス法 ・昆虫類:任意採集法、ベイトトラップ法、ライトトラップ法 ・両生類、は虫類:任意観察法 ・ 色類・任意採集法
		調査地域	
		調査地点	調査地域のうち、環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 <工事の実施> 事業実施区域及び周囲約200m の範囲(図5-2-9 動植物の調査地域参照)と、放流先となる比留茂川、浜田川の3地点(地点 I、II、III 図5-2-10 動植物の調査地点参照)を含む範囲。 <施設の存在・供用> 事業実施区域及び周囲約200mの範囲(図5-2-9 動植物の調査地域参照)と、放流先となる浜田川の2地点(地点IV、V図5-2-10 動植物調査地点参照)を含む範囲。

表5-2-9(2) 調査、予測及び評価の手法(動物)

	表5-2-9(2)	诇宜、 了例/	及び評価の手法(動物)
項	目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	査結果を活用する	調査、「例及の計画の子伝 の調査については、整備予定地変更前の事業計画下での現地調 る。調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。な 「3章1 自然的状況」に記載した。
目すべき生息地 (続き) 建等 掘工作 く地施 く汚	本語 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大	調査期間予的予期予期事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事	(1) 現地調査 ・哺乳類



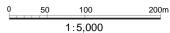


図 5-2-9 動植物の調査地域(陸域)

凡例

: 事業実施区域: 調査範囲: : 調査範囲

● 哺乳類:トラップ及び自動撮影調査(MT)

○ 鳥 類:ポイントセンサス(PC)

● 昆虫類:ライトトラップ(LT)・ベイトトラップ(BT)

♣ 類:ラインセンサスルート(LC)

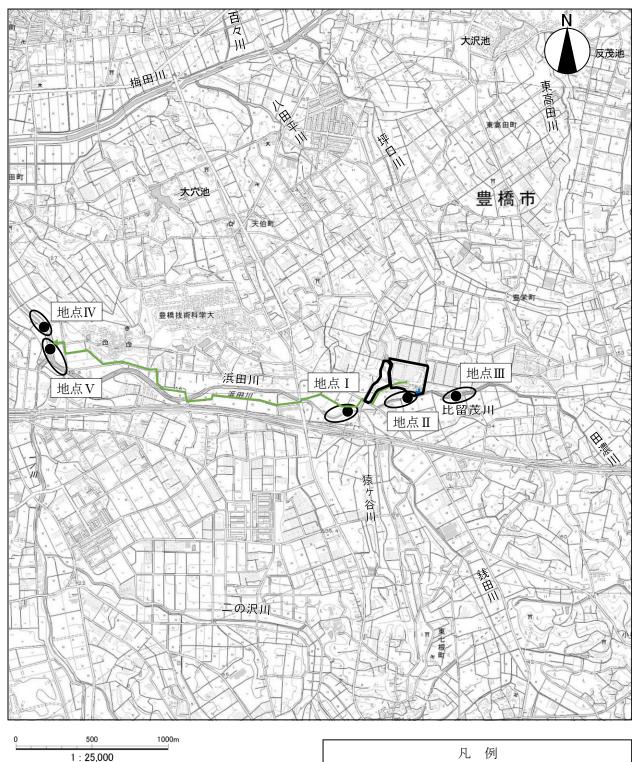


図 5-2-10 動植物の調査地点(水域)

この地図は、国土地理院の地理院地図(淡色地図)を使用したものである。

3 : 事業実施区域: 動植物調査地点→ : 排水経路(雨水)→ : 排水経路(汚水)

表5-2-10(1) 調査、予測及び評価の手法(植物)

	表5-2-10(1)		及ひ評価の手法(稙物)
項	目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	査結果を活用する	の調査については、整備予定地変更前の事業計画下での現地調 る。調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。な 「3章1 自然的状況」に記載した。
重要な種及び群落	<工事の実施> 掘削・盛土等の土 工又は既存の工 作物の除去	調査すべき 情報	(1)維管束植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況(2)植物の重要な種の状況(3)特に重要で、なおかつ大きな影響を受けるおそれがある種の状況
	<施設の存在> 地形改変並びに 施設の存在 <施設の供用> 汚水の排出	調査の基本的な手法	(1) 文献その他の資料調査 文献、既存資料による情報の収集並びに当 該情報の整理・解析 (2) 現地調査 ・植生:植生図作成調査、植生調査(コドラ ート法) ・植物相:任意観察調査 ・水生植物相:任意観察調査
		調査地域	植物の生育及び植生の特性を踏まえて、重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及び周囲約200mの範囲を基本とし、現地調査の状況を考慮した範囲
		調査地点	調査地域のうち、環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 <工事の実施 > 放流先となる比留茂川、浜田川の3地点(地点I、II、III 図5-2-10 動植物の調査地点参照)を含む範囲。 <施設の存在・供用 > 事業実施区域及び周囲約200mの範囲(図5-2-9 動植物の調査地域参照)と、放流先となる浜田川の2地点(地点IV、V 図5-2-10 動植物調査地点参照)を含む範囲。
		調査期間等	(1) 現地調査 ・植生: 秋季1回
		予測の基本 的な手法	重要な種及び重要な群落について、工事計画・事業計画における環境配慮事項を踏まえた 定性的予測

第5章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 2 調査、予測及び評価の手法の選定及び選定理由

表 5-2-10(2) 調査、予測及び評価の手法(植物)

項	目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	調査、「内側及い計価の子伝注) 注) <u>下線部太字</u> の調査については、整備予定地変更前の事業計画下での現地 査結果を活用する。調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。 お、調査結果は、「3章1 自然的状況」に記載した。	
重要な種及び群 落 (続き)	<工事の実施> 掘削・盛土等の土 工又は既存の工 作物の除去	予測地域	調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性 を踏まえて重要な種及び重要な群落に係る環境 影響を受けるおそれがあると認められる地域と して、事業実施区域及び周囲約200mの範囲
	<施設の存在> 地形改変並びに 施設の存在	予測対象時 期等	植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な 種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握 できる時期
	<施設の供用> 汚水の排出 (続き)	評価の手法	工事の実施及び施設の存在による植物の重要 な種及び注目すべき生育地に係る環境影響が、 事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又 は低減されているかどうかについて見解を明ら かにする。

表5-2-11 調査、予測及び評価の手法(生態系)

	表5-2-11	<u> </u>	ひ評価の手法(生態系)		
項	目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分	果を活用する。	の調査については、整備予定地変更前の事業計画下での調査結 調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。なお、 章1 自然的状況」に記載した。		
地域を特徴付ける生態系	<工事の実施> 掘削・盛土等の土 工又は既存の工	調査すべき 情報	(1) 動植物その他の自然環境に係る概況 (2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況		
	作物の除去 <施設の存在> 地形改変並びに 施設の存在 <施設の存在 <施設の存在 <施設の存在 <施設の供用> 汚水の排出	<施設の存在>	調査の基本的な手法	文献その他の資料及び動物、植物の現地調査 結果を踏まえた定性的、定量的情報の収集並び に当該情報の整理・解析	
		調査地域	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等 の特性を踏まえて、注目種等に係る環境が環境 影響を受けるおそれがあると認められる地域		
		汚水の排出	汚水の排出	調査地点	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等 の特性を踏まえて調査地域における注目種等に 係る環境影響を予測し、及び評価するために必 要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又 は経路
		調査期間等	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等 の特性を踏まえて調査地域における注目種等に 係る環境影響を予測し、及び評価するために必 要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、 時期及び時間帯		
		予測の基本 的な手法	注目種(上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種)等の分布、生息又は生育環境の改変の程度を把握した上で、工事計画・事業計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測		
				予測地域	動植物の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及び周囲約200mの範囲
		予測対象時 期等	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等 の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的 確に把握できる時期		
		評価の手法	工事の実施及び施設の存在による地域を特徴づける生態系の注目種等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。		

表5-2-12 調査、予測及び評価の手法(景観)

	表5-2-12	調宜、予測が	なび評価の手法(景観)
項	目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分			7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
景観資源及び主 要な眺望点並び に主要な眺望景	<施設の存在> 地形改変並びに 施設の存在	調査すべき 情報	(1) 景観資源の状況(2) 主要な眺望点の状況(3) 主要な眺望景観の状況
観		調査の基本的な手法	(1) 景観資源の状況 資料等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析 (2) 主要な眺望点の状況 ① 文献その他の資料調査 資料等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析 ② 現地調査 写真撮影等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析 (3) 主要な眺望景観の状況 ① 現地調査 写真撮影等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析
		調査地域	景観の特性を踏まえて景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域周辺
		調査地点	調査地域における景観に係る影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 眺望点及び眺望景観については事業実施区域が見通せる8地点(地点1,2,3,4,5,6,7,8)※ (図5-2-11 景観の調査地点参照) ※注)遠景の調査地点である調査地点1~5は、整備予定地
			変更前の事業計画下での現地調査結果を活用する。調査の手法は、その現地調査に関する内容を記載した。なお、調査結果は、「3章1 自然的状況」に記載した。
		調査期間等	落葉季、繁茂季に各1回
		予測の基本 的な手法	フォトモンタージュ法等による定性的予測
		予測地点	調査地点に同じ
		予測対象時 期等	既存施設解体後の時期
		評価の手法	施設の存在による景観に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は 低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

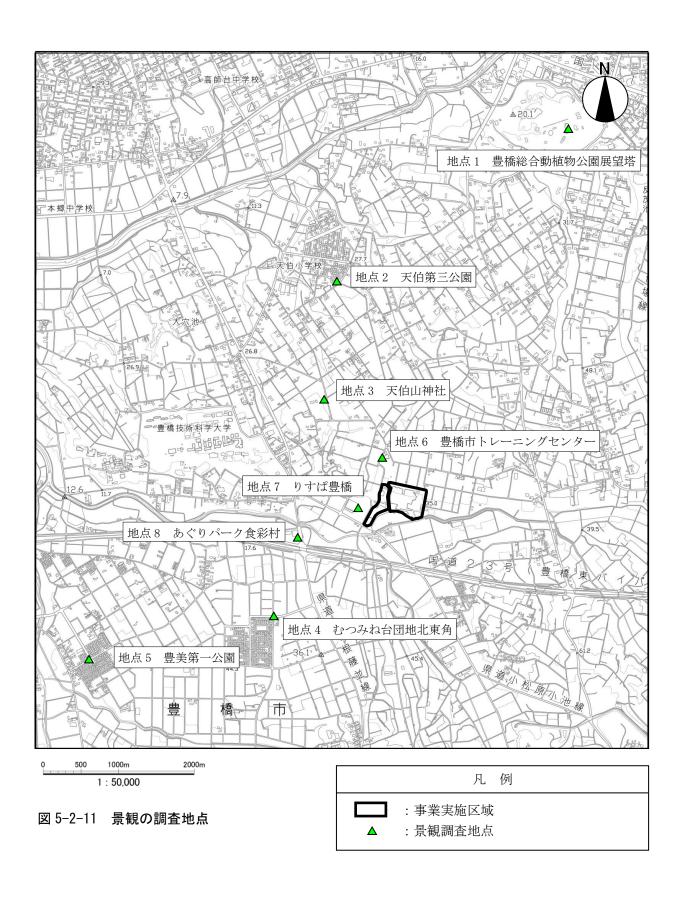


表5-2-13 調査、予測及び評価の手法 (廃棄物等)

我0~10 両直、ア例及の計画の子及(発来物等)			
項	目	調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
廃棄物	<施設の供用> ばい煙の排出 機械等の稼働	予測の基本的な手法	事業計画等に基づいた廃棄物の種類ごとの発生量及び最終処分量等の予測
	汚水の排出	予測地域	事業実施区域
		予測対象時 期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	ばい煙の排出、機械等の稼働及び汚水の排出 に伴う廃棄物に係る環境影響が、事業者の実行 可能な範囲内でできる限り回避又は低減されて いるかどうかについて見解を明らかにする。
残土その他の副 産物	<工事の実施> 掘削・盛土等の土 エ又は既存の工 作物等の除去	予測の基本 的な手法	(1) 残土 工事計画による残土の発生量及び性状の予測(2) 建設工事及び解体工事に伴う副産物 工事計画等に基づいた解体工事及び建設工 事に伴う副産物の種類ごとの排出量の算定
		予測地域	事業実施区域
		予測対象時 期等	工事の実施期間
		評価の手法	残土、建設工事及び既存の工作物等の除去に伴う副産物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表5-2-14 調査、予測及び評価の手法(温室効果ガス等)

項	目	調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
温室効果ガス等 <工事の実施> 資材等の搬入及 び搬出 建設機械の稼働	予測の基本 的な手法	工事計画及び「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer.4.6」(令和2年6月環境省・経済産業省)に基づいた工事の実施に伴い発生する温室効果ガス等の排出量の算定による予測		
	等	予測地域	事業実施区域及びその周辺	
		予測対象時 期等	工事の実施期間	
		評価の手法	工事用資材等運搬車両の運行及び建設機械の 稼働に伴う温室効果ガス(二酸化炭素等)等の排 出が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り 回避又は低減されているかどうかについて見解 を明らかにする。	
	<施設の供用> ばい煙の排出 機械等の稼働 廃棄物等の搬入	ばい煙の排出 機械等の稼働	予測の基本 的な手法	事業計画及び「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer.4.6」(令和2年6月環境省・経済産業省)に基づいた施設の供用に伴い発生する温室効果ガス等の排出量の算定による予測
	及 O M双 山	予測地域	事業実施区域及びその周辺	
		予測対象時 期等	施設の稼働が定常の状態となる時期	
		評価の手法	ばい煙の排出及び機械等の稼働に伴う温室効果ガス(二酸化炭素等)等の排出が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。	

方法書に関する業務は、以下に示す者に委託して実施した。

名 称: 国際航業株式会社 名古屋支店

代表者: 支店長高須輝基

所 在 地 : 愛知県名古屋市西区名駅 2-27-8

名古屋プライムセントラルタワー11F

用語解説

【 英数字 】

1時間値(いちじかんち)

大気質の測定において、60分間試料吸引を続けて測定する場合の測定値。大気汚染に係る環境基準では、二酸化硫黄(SO₂)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)、二酸化窒素(NO₂)は1時間値の1日平均値によることとしている。

• 2%除外値(にぱーせんとじょがいち)

一日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外したうち、最も大きい測定値を2%除外値という。

75%値(ななじゅうごぱーせんとち)

生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)の測定値の評価方法の一つで、環境 基準値と比較して水質の程度を判断する場合に用い、調査地点において、測定された日間平均値の年 間値のうち75%以上のデータのこと。すなわち、全ての測定値を小さいものから順に並べ、"O.75 ×測定値数"番目の値を75%値という。

DO (でぃーおー)

溶存酸素量(ようぞんさんそりょう)ともいう。水に溶解している酸素の量を示す。水生生物の生息に必要であり、数値が大きいほど水生生物の生息において良好な環境といえる。

m³N (のるまるりっぽうめーとる)

排ガス量などの体積を表す便宜的な単位で、温度O℃、1気圧に換算した気体の立方メートル (m³)単位の体積である。従来Nm³で表されていたが、Nが国際単位のニュートンと間違えられるためm³√に改められた。

PM(粒子状物質)(ぴーえむ(りゅうしじょうぶっしつ))

Particulate Matter の略称。粒子状物質ともいう。さまざまな種類や大きさ(粒径)の粒子の総称。発生源としては、人為起源と自然起源とに分けられ、さらに、人為起源は、工場・事業所及び家庭等からの固定発生源と、自動車、船舶及び航空機による移動発生源とに分けられる。PM のうち、大気中に浮遊するものが浮遊粒子状物質(SPM:Suspended Particulate Matter)で、粒径が10マイクロメートル以下の粒子についての環境基準が定められている。

一方、粒径2.5マイクロメートル以下の超微粒子はPM2.5と呼ばれ、肺の奥まで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されており、中央環境審議会における審議を経て、2009(平成21)年9月、PM2.5に係る環境基準が告示された。

N値(えぬち)

地層の硬軟を示す値。ボーリングする際に、重さ 63.5kg のハンマーを 75cm 落下させ、試験用サンプラーを 30cm 土中に打ち込むのに要する打撃回数をN値という。この値が大きくな

るほど地層は硬い。 関東ローム層のN値は3~5程度、軟弱な沖積粘性土は0~2程度である。 中高層建築物の基礎は、一般にN値30~50以上を支持層としている。

• ppm (ぴーぴーえむ)

濃度の単位で、100万分の1を1ppmと表示する。例えば、1m3の空気中に1cm3の二酸化硫黄が混じっている場合の二酸化硫黄濃度を1ppmと表示する。

【あ行】

・ 浅井戸 (あさいど)

第一不透水層より上層で不圧地下水を採取する井戸。

悪臭(あくしゅう)

悪臭は、騒音や振動とともに感覚公害と呼ばれる公害の一種であり、また、環境基本法第2条で定める「公害」(いわゆる典型七公害)の中の一つである。

悪臭による公害は、その不快なにおいにより生活環境を損ない、主に感覚的・心理的な被害を与えるものであり、感覚公害という特性から住民の苦情や陳情と言う形で顕在化し、汚染物質等の蓄積はないものの、意外なほど広範囲に被害が広がることも少なくない。

悪臭の大部分は、低濃度・多成分の臭気物質からなっており、これらが複合して住民の嗅覚に作用し、苦情となっていることが多い。しかし、嗅覚には個人差があり、その感度は年齢、性別、健康状態、喫煙の習慣などによっても影響される。このため、特定の人には悪臭として感じられるが、他の人は感じないといったことがでてくる。また、悪臭は風等に運ばれ、広範囲に拡散することがあるため、発生源の特定を難しくしている場合も少なくない。

悪臭防止法では、「不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」として、現在 22 種類の化学物質を特定悪臭物質として規制している。

・悪臭防止法(あくしゅうぼうしほう)

規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする法律。

・硫黄酸化物(SO_x)(いおうさんかぶつ)

重油など硫黄分を含む化石燃料が燃焼して生じた二酸化硫黄(SO₂)、三酸化硫黄(SO₃)などの総称。無色の刺激性の強い気体で粘膜や呼吸器を刺激し、慢性気管支炎など呼吸器系疾患の原因となる物質である。また、上空で酸化されると硫酸塩となり、大気中の雨に溶けて酸性雨の原因になると考えられている。

一酸化炭素(CO)(いっさんかたんそ)

燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされている。一酸化炭素(CO)は、血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害するなど健康へ影響を及ぼすほか、温室効果のあるメタン(CH4)の寿命を長くする。 環境基準が設定されているほか、大気汚染防止法に基づき自動車排出ガスの中の一酸化炭素の排出量について許容限度が定められ、規制が行われている。

一酸化窒素(NO)(いっさんかちっそ)

窒素酸化物(NOx)は、物の燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)の形で大気中に存在する。発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様である。発生源からは、大部分が一酸化窒素として排出されるが、大気中で酸化されて二酸化窒素になる。

一般環境大気測定局(いっぱんかんきょうたいきそくていきょく)

自治体等が大気環境を連続監視するため設置した測定局のうち、道路、工場等の特定の大気汚染物質発生源の影響を受けない場所で、その地域を代表すると考えられる場所に設置されたものをいう。一般環境大気の汚染状況を常時監視(24時間測定)する測定局である。

影響要因(えいきょうよういん)

環境影響を与える側としての行為を影響要因という。

環境影響評価法に基づく基本的事項においては、影響要因は、事業としての土地又は工作物が 完成するまでの工事と、工事完了後の土地又は工作物の存在・供用の2つに区分され、それぞれ において環境に影響を及ぼし得る要因を細区分として抽出できるようになっている

・エコセメント

エコセメントは、石灰石、粘土、けい石の代替として、都市ごみ焼却灰、汚泥等を原料として 製造されたセメント。

塩化水素(HCI) (えんかすいそ)

石油中に含まれる少量の塩素や大量に廃棄されているプラスチック(ポリ塩化ビニルなど)の 中に含まれる塩素が、燃焼に伴って放出された物質のことである。

煙源(えんげん)

大気汚染の予測における大気汚染物質の発生源を指す。排出形態により、面煙源、点煙源、線煙源に分けられる。

煙道(えんどう)

燃焼装置の排出ガスを発生源から煙突まで導く通路(ダクト)を指す。

・オオタカ

全長 50~57cm、翼開長 106~130cm で、成鳥では暗青灰色の背面、白い下面、際だった暗色の過眼線をもつ。本州以南に留鳥として分布し、北海道には別亜種チョウセンオオタカが分布する。平地から低山地の林にすみ、森林と開けた場所(畑・草地など)との組み合わせを好む。営巣に、特に壮年期のアカマツ林を選ぶことが多い。ツグミからハトくらいの鳥を主に捕食するが、稀にはネズミなどを捕らえることがある。「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で、国内希少動植物種として指定されている。

オキシダント(O_x)

大気中の窒素酸化物(NO_X)、炭化水素(HC)などが強い紫外線により光化学反応を起こして、二次的に生成される酸化性物質の総称であり、その大部分がオゾン(O_3)である。人体には、目やのどを刺激し、頭痛、中枢神経の障害を与え、植物の葉を白く枯らせたりする影響もみられる物質である。

汚泥(おでい)

スラッジともいい、水中の懸濁物質が沈殿して生成した泥上のものをいう。 汚泥には、①河川・湖沼・海の水底に沈積している底質(へどろ、天然生成分と人為的汚染に起因するものとがある)、②水処理汚泥(工場排水、下水、し尿浄化槽、し尿処理場、浄水場などからのもの)、③建設工事現場から発生する汚水などがある。②、③のうち、し尿処理場汚泥は一般廃棄物とされるが、ほかはすべて産業廃棄物として扱われ、その生成量は産業廃棄物中最大で、全産業廃棄物量の4割以上(2008(平成 20)年度実績)を占める。

温室効果ガス(おんしつこうかがす)

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のこと。京都議定書では、二酸化炭素 (CO_2) 、メタン (CH_4) 、一酸化二窒素 (N_2O) 、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄 (SF_6) の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

【か行】

・海岸保全区域 (かいがんほぜんくいき)

津波、高潮、波浪、その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資することを目的とする海岸法に基づき、防護すべき海岸として都道府県知事が指定する区域のこと。

• 化学的酸素要求量(COD)(かがくてきさんそようきゅうりょう)

水中の有機物を化学的に酸化するときに必要な酸素の量をいい、BODと同様に水質汚濁の指標とされ、水質汚濁が著しいほど数値が大きくなる。海域及び湖沼の汚濁状況を表すときに用いられる。

ガス改質施設(がすかかいしつしせつ)

ガス改質施設は、ごみを熱分解し、発生した熱分解ガスを改質し精製ガスとして回収する施設である。

ガス化溶融と同様に、熱分解と溶融を一体で行う方式と分離して行う方式があるが、実績があるのは一体式のみである。

・ガス化溶融施設(キルン式、流動床式)(がすかようゆうしせつ(きるんしき、りゅうどうしょうしき))熱分解と溶融を別々の工程で行なう方式を分離式ガス化溶融方式といい、さらに、熱分解炉の形式の違いにより、キルン式と流動床式がある。

分離式ガス化溶融施設は、ごみを熱分解し、ごみの持つ熱エネルギーを用いて灰分を溶融し、 スラグを回収する施設である。

ガス化溶融施設(シャフト式)(がすかようゆうしせつ(しゃふとしき))

熱分解と溶融を一体で行う方式を一体式ガス化方式といい、助燃用副資材の種類により、コークスベット式と酸素式に分類される。

一体式ガス化溶融施設は、製鉄所の高炉設備をごみ処理に転用したもので、都市ごみを高温で溶融しスラグを回収する施設である。

環境影響評価(かんきょうえいきょうひょうか)

環境アセスメントともいう。また、英語では Environmental Impact Assessment であり、 EIA という略称も広く使用される。

事業の内容を決めるにあたって、環境へどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行うこと。また、その結果を公表し、市民や関係市町村などからの意見を踏まえて、環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げ、環境と開発の調和をはかっていくための制度である。

環境基準(かんきょうきじゅん)

「環境基本法」第 16 条に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。 また、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、「ダイオキ シン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることに鑑み、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準」として定められるもので、大気汚染、水質汚濁(底質も含む)、土壌汚染について定められている。

• 環境基本計画(かんきょうきほんけいかく)

環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画。1994(平成6)年に第1次計画、2000 (平成12)年に第2次計画、2006(平成18)年に第3次計画が閣議決定された。

環境基本法(かんきょうきほんほう)

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。環境基本法第20条には、環境影響評価の推進の規定がある。

環境騒音(かんきょうそうおん)

観測しようとする場所におけるすべてを含めた騒音。環境基準との比較などを行う場合は、等価騒音レベル Leg を用いる。

・環境要素(かんきょうようそ)

環境影響評価の評価対象のうち、環境影響を受ける要素を環境要素という。

環境影響評価項目を選定する際の区分として示されているものであり、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持(大気環境、水環境、土壌環境、その他の環境)、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全(植物、動物、生態系)、人と自然との豊かな触れ合い(景観、人と自然との触れ合いの活動の場)、及び環境への負荷(廃棄物等、温室効果ガス等)の4分野について環境要素を設定している。

観測井(かんそくせい)

地盤沈下量(地層収縮量)や帯水層の地下水位を観測するために設けられた井戸。その構造から単管式と二重管式がある。単管構造では地下水位のみを観測しているが、二重管構造では地下水位と地層収縮量の観測を行うことができる。二重管構造の観測井は、太い管の内側に井戸の底に固定された細い管があり地表面から井戸の底までの地層が収縮することによって生ずる内管の抜け上がり量を自記記録する仕組みになっている。地下水位は、「浮き(フロート)」の上がり下がりによって測定する。

基準産地(きじゅんさんち)

ある種が新種として記載されるとき、記載文のもとになる1個体の標本の産地。

規制基準(きせいきじゅん)

法律又は条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準であり、工場等はこの基準を守る義務が課せられている。大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」という用語が用いられている。規制基準は、主に地域の環境基準を維持するために課せられる基準である。

・ 仰角 (ぎょうかく)

水平面と視線方向のなす角。俯角(ふかく)と対応する。

共生(きょうせい)

異なった種類の生物が密接な関係でともに生活している現象。共生者の生活上の利益・不利益の有無により、相利共生(互いに利益を得る関係)、片利共生(一方が共生によって利益を得るが、もう一方にとっては共生によって利害が発生しない関係)、寄生(ある生物が他の生物から栄養やサービスを持続的かつ一方的に収奪する関係)の三つに大きく区分することができる。

• 計画段階環境配慮書(けいかくだんかいかんきょうはいりょしょ)

2011(平成23)年4月の環境影響評価法改正により、事業の早期段階における環境配慮を図るため、第一種事業を実施しようとする者は、事業の位置、規模等を選定するにあたり環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、計画段階環境配慮書を作成し、送付等を行うことが義務付けられている。

愛知県では、愛知県環境影響評価条例の一部改正(条例第49号、平成24年7月)により、 計画段階環境配慮書の作成、公表等の手続きが設けられた。

景観(けいかん)

景色、眺め、特に優れた景色。見る主体である人と、見られる対象である環境との視覚的関係であり、自然景観と文化景観に分けられる。

環境影響評価法に基づく基本的事項では、「景観」に対する調査、予測及び評価は、眺望景観及び景観資源に関し、眺望される状態及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握することを基本的な方針として示している。

景観資源(けいかんしげん)

景観と認識される自然的構成要素及び自然的構成要素と一体をなす名勝や、自然景観資源(山岳、湖沼等)及び歴史的文化的価値のある人文景観資源(史跡、名勝等)。

健康項目(けんこうこうもく)

原則的に全公共用水域及び地下水につき一律に定められている、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準。

建設副産物(けんせつふくさんぶつ)

建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず(工作物

の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶器くず」又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などがある。

・原単位(げんたんい)

大気汚染や水質汚濁の予測を行う際に、事業行為などにより発生する負荷量を算定するために用いる係数で、たとえば、成人1人1日当たり排出する生物化学的酸素要求量(BOD)負荷、ある工場の製品出荷額1万円当たりの硫黄酸化物(SO₂)排出量やBOD負荷などがある。

公害(こうがい)

人の事業や生活などに伴って生じる大気汚染、水質汚濁、騒音や悪臭などが、人の健康や生活環境に被害を及ぼすこと。環境基本法においては、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康または生活環境に係る被害が生じることをいう」と定義されている。この七つの公害を通常「典型7公害」という。

• 光化学オキシダント (こうかがくおきしだんと)

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

• 降下ばいじん(こうかばいじん)

大気中に排出されたり、風により地表から舞い上がった粒子状物質のうち、粒子が比較的大きいために自重で地上に落下(降下)するものや、雨や雪に取り込まれて地上に落下するもの。

公共下水道(こうきょうげすいどう)

下水道法に定める下水道の一種であり、主として市街地における下水を排除し、又は処理する ために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するも のであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が地下に埋設されている又は地表にある 場合は蓋がされている構造のものをいう。 終末処理場を有するものを単独公共下水道、流域下 水道に接続するものを流域関連公共下水道といい、この他、市街化区域以外に設置される特定環 境保全公共下水道、特定の事業活動に対応して整備する特定公共下水道がある。

公共用水域(こうきょうようすいいき)

水質汚濁防止法第2条で定義されており、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の目的で用いられる水域及びこれに接続する公共溝渠(主に排水や給水のための溝状の水路)、かんがい用水路その他公共の目的で用いられる水路をいう。下水を処理する終末処理場を設置している下水道は、公共用水域に含まれない。したがって、終末処理場に接続していない分流式下水道の雨水管や都市下水路は公共用水域である。

構想段階評価書(こうそうだんかいひょうかしょ)

都市計画決権者が、早期の段階から検討内容等を開示し、市民参画を進めていくことが必要な 都市施設等の都市計画について、都市施設等の概ねの位置や規模など概略の案を総合的に評価し た結果を取りまとめたもの。その結果を基に住民意見を聴取、反映しつつ計画の熟度を高めてい くプロセスとして行う手続きを「都市計画の構想段階手続」という。

国定公園(こくていこうえん)

国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣が自然公園法第5条第2項の規定により指定するものをいう。管理は主に都道府県が行う。

個体群(こたいぐん)

ある空間を占める同種個体の集まり。一般的にはその内部で遺伝的交流があり、他の個体群とは何らかの隔離がある。

コドラート法(こどらーとほう)

植生調査の調査区設定方法の一つで、ある面積の枠を設け、その区画内に出現する植物種、被覆率などを計測する方法である。

・ごみ固形燃料(RDF)化施設(ごみこけいねんりょう(あーるでいーえふ)かしせつ) 固形燃料化施設は、可燃ごみを燃料として取り扱いできる性状にする施設である。生成される 固形燃料を総称してRDF(Refuse Derived Fuel)と呼ぶ。

ごみ飼料化施設(ごみしりょうかしせつ)

飼料化技術は、動植物性の食品廃棄物(厨芥等)を家畜等の飼料として加工する技術であり、高温多湿下の日本では乾燥方式の採用事例が多い。乾燥方式には、発酵・乾燥方式・乾熱乾燥方式・ 油温減圧乾燥処理方式があり、発酵・乾燥方式は酵素による発酵(品質の安定化)後外部熱源で乾燥、乾熱乾燥方式は外部熱源/蒸気により乾燥、油温減圧乾燥方式は減圧下で高温の油により乾燥する方式で唯一公共(北海道札幌市)の取り組みにも見られる。

ごみ堆肥化施設(ごみたいひかしせつ)

堆肥化施設は、好気性条件下で生物化学的に易分解性有機分を分解、減容化させるとともに、 発酵熱により水分を低下させ、取り扱い易く、安定化させる施設であり、この最終生成物をコンポスト(堆肥)という。処理対象物は厨芥のみである。

【 さ行 】

最大着地濃度(さいだいちゃくちのうど)

煙突等から排出された汚染物質が、煙源の風下で地上に到着するときの最大濃度。煙源から最大着地濃度の距離は、有効煙突高さが高いほど大きく、大気が不安定なほど小さい。

• 市街化区域(しがいかくいき)

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

市街化調整区域(しがいかちょうせいくいき)

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制するため、原則として開発や建築等が禁止される区域。市街化調整区域内では、農林水産業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除いて開発行為は許可されず、また、原則として用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設の整備も原則として行われない。

• 自然環境保全基礎調査(しぜんかんきょうほぜんきそちょうさ)

全国的な観点からわが国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備するために、環境省が1973(昭和48)年度より自然環境保全法第4条の規定に基づきおおむね5年ごとに実施している調査。一般に、「緑の国勢調査」と呼ばれ、陸域、陸水域、海域の各々の領域について調査項目を分類し国土全体の状況を調査している。調査結果は報告書及び地図等に取りまとめられた上公表されており、これらの報告書等は、自然環境の基礎資料として、自然公園等の指定・計画をはじめとする自然保護行政のほか、環境影響評価等の各方面において活用されている。

自然環境保全地域 (しぜんかんきょうほぜんちいき)

自然環境保全法に基づき、以下に示すようなすぐれた自然環境を維持している地域から、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを環境大臣が指定する。

- ア. 高山・亜高山性植生(1,000ha 以上)、すぐれた天然林(100ha 以上)
- イ. 特異な地形・地質・自然現象(10ha以上)
- ウ. すぐれた自然環境を維持している河川・湖沼・海岸・湿原・海域(10ha 以上)
- エ. 植物の自生地・野生動物の生息地のうち、ア〜ウと同程度の自然環境を有している地域 (10ha 以上)

また、都道府県においても、条例に基づき、自然環境保全地域に準ずる自然環境を維持している地域を、都道府県自然環境保全地域として指定し、自然環境の保全に努めている。

自然公園(しぜんこうえん)

自然公園法に基づき、わが国のすぐれた自然風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健休養及び教化に資することを目的に、自然公園法に基づき指定される公園で、(1)国立公園(わが国を代表するすぐれた自然の風景地で、国が管理。)、(2)国定公園(国立公園に準ずる自然の風景地で、都道府県が管理。)、(3)都道府県立自然公園(国立、国定公園に次ぐ自然の風景地で、都道府県が条例によって指定、自ら管理)に区分される。

自然公園法(しぜんこうえんほう)

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、 休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする法律。

・湿地(しっち)

ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)では、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が6mを超えない海域を含むと定義されている。

自動車騒音(じどうしゃそうおん)

自動車の運行に伴い発生する騒音。自動車騒音には、エンジン本体音、冷却ファン音、吸排気音、タイヤ音などがあり、騒音規制法では、自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音(自動車単体での騒音: car noise)と指定地域内における道路での走行に伴い発生する自動車騒音(道路交通騒音)に分け、前者は車種別及び走行状態により、後者は区域、車線数及び時間の区分により限度が定められている。

自動車排出ガス測定局(じどうしゃはいしゅつがすそくていきょく)

自治体等が大気環境を連続監視するため設置した測定局のうち、道路周辺に設置されたものをいう。自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視(24時間測定)する測定局。

・地盤卓越振動数(じばんたくえつしんどうすう)

道路交通振動レベルに影響を及ぼす要因の1つである地盤条件を表わす指標で、その地盤固有の主体となる振動数をいう。軟弱地盤では、堅い地盤に比べて小さい値となる。

・地盤沈下(じばんちんか)

自然的又は地下水揚水などの人為的要因により地面が沈下する現象を指し、広義には盛土や構造物の荷重による局部的な沈下も含むが、一般的にはある程度広い地域全体が沈下することをいう。典型7公害の一つ。地震(圧密沈下)による大規模な地盤沈下と、人為的な局地的沈下がある。後者は特に1950~60年代に工業用水及びビル用水としての地下水過剰汲上げにより、東京・大阪など沖積平野の大都会を中心に多発した。地盤沈下の結果、地下水の塩水化、浸水、構造物の破損などが起こる。工業用水法、建築物用地下水の採取規制に関する法律などによる規制の適用を受ける。

臭気指数(臭気濃度) (しゅうきしすう(しゅうきのうど))

官能試験法による臭気の数量化方法のひとつであり、対象空気を無臭の正常な空気で希釈したとき、ちょうど臭わなくなったときの希釈倍率を臭気濃度という。

臭気指数は、臭気濃度を基礎として、次式により得られる。

(臭気指数) =10Log(臭気濃度)

・主要な眺望点及び主要な眺望景観(しゅようなちょうぼうてんおよびしゅようなちょうぼうけいかん) 眺望点は、人が「見る」という行為を行う地点。景色を眺めるために整備された展望台などだけではなく、例えば眺望が開けている峠や山の頂上、不特定多数の人が集まる場所なども眺望点として取り上げるのが一般的である。主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の景観が「主要な眺望景観」である。

・上層逆転時(じょうそうぎゃくてんじ)

煙突の上空に気温の逆転層が停滞する場合、煙突からの排ガスは上層逆転層内へは拡散されず、 地表と逆転層の間で反射を繰返し、地上に高い濃度をもたらすことがある。

• 植生(しょくせい)

ある地域を覆っている植物体の総称。

植物群落(しょくぶつぐんらく)

同一場所である種の単位性と個別性をもって一緒に生活している植物群を指す操作的·便宜的な植生の単位。その大きさや広がりについて、特に規定はない。同じような立地では、相観・構造・組成などがよく似た群落が、ある程度の再現性を持ってみられる。

植物相(しょくぶつそう)

フロラともいう。特定の場所に分布、生育する植物の種類組成を指す。 動物相(特定の場所に分布、生息する動物の種類組成)と合わせて、生物相を構成する。

• 植物プランクトン(しょくぶつぷらんくとん)

光合成により水中の無機栄養塩類から有機物を合成する浮遊生物の総称。分類的にはその大部分が単細胞藻類によって構成される。

• 振動規制基準(しんどうきせいきじゅん)

振動規制法においては、地域住民の生活環境を保全するため、地域の自然的・社会的条件などを考慮し、都道府県知事が規制基準を定めることとしている。都道府県知事は、発生する振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるとき、改善勧告、さらには改善命令を発動することができ、改善命令に違反した場合には処罰が課せられる。

振動規制法(しんどうきせいほう)

工場・事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行なうとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。

・振動レベル(しんどうれべる)

人が感じる振動の強さを表す指標として使われる量で、振動のエネルギーの大きさを示す振動 加速度レベルを振動感覚補正特性で補正したもの。単位として dB(デシベル)が用いられる。

振動レベルの目安(しんどうれべるのめやす)

JISに規定される振動レベル計の、人体の全身を対象とした振動感覚補正回路で測定して得られた値であり、振動の大きさ(デシベル)を表すものである。なお、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性と水平振動特性の2種類があり、振動の規制基準等はすべて鉛直振動特性の振動レベルとなる。

• 水質汚濁に係る環境基準(すいしつおだくにかかるかんきょうきじゅん)

水質保全行政の目標として、公共用水域及び地下水の水質について達成し維持することが望ま しい基準を定めたもので、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)と生活環境の保全に関 する環境基準(生活環境項目)の二つからなっている。

• 水質汚濁防止法(すいしつおだくぼうしほう)

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。

水素イオン濃度(pH) (すいそいおんのうど)

水の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標であり、水素イオン濃度の逆数の常用対数を pH 単位としてあらわすものである。pH7で中性を、それ以下は酸性、それ以上はアルカリ性を示す。

ストーカ式(すとーかしき)

ストー力式は、耐熱鋳鋼製の火格子上にごみを供給し、火格子の下方から空気を吹き込みながら 900℃程度で燃焼させる施設である。安定的な焼却処理ができ、建設実績は一番多い。 ごみの焼却処理により、残渣(灰)が発生する。

・静穏(せいおん)

風が弱く穏やかな状態を表す用語。気象観測等において、風速がある数値より小さいときに「静穏(calm)」または「C(calmの頭文字)」を用いて表すが、その定義は観測方法等により異なる。 風がこのような静穏状態になると汚染物質は拡散せず滞留しやすくなる。

生活環境項目(せいかつかんきょうこうもく)

河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準値が定められている。

 Oxygen:溶存酸素量)、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質(油分など)、全窒素、全燐、全亜鉛について基準値が設定されており、これらを「生活環境項目」と呼ぶ。生活環境項目の基準値は、河川、湖沼、海域の各公共用水域について、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的に応じて設けられたいくつかの水域類型ごとに、該当する水域名を指定することにより設定される。全窒素及び全燐の基準は、植物性プランクトンの著しい増殖のおそれのある海域及び湖沼について水域類型を指定して適用される。

・生活排水(せいかつはいすい)

台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のこと。このうち、トイレの排水(し尿)を除いたものを生活雑排水という。汚濁負荷(BOD)として、し尿は全体の約30%であり、台所からの排水が約40%、風呂からの排水が約20%、洗濯からの排水その他が約10%の負荷割合である。

生態系(せいたいけい)

自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。互いに関連を持ちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもある。

生物化学的酸素要求量(BOD)(せいぶつかがくてきさんそようきゅうりょう)水中の有機物が水中のバクテリアによって分解されるときに必要な酸素の量をいい、水質汚濁が著しいほど数値が大きくなる。河川の汚濁状況を表すときに用いられる。

接地逆転層崩壊時(せっちぎゃくてんそうほうかいじ)

夜間から早朝にかけて形成されていた気温逆転層が日の出とともに地面付近から崩壊し、不安 定層が次第に上昇する形となって上空の煙を地上にひき降ろし、いぶしの状態を起こし地上に高 い濃度をもたらすことがある。

• 絶滅のおそれのある野牛動植物の種の保存に関する法律

(ぜつめつのおそれのあるやせいどうしょくぶつのしゅのほぞんにかんするほうりつ) 野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることから、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律。

・全窒素(TN)(ぜんちっそ)

TN(Total Nitrogen)、総窒素ともいう。無機態窒素と有機態窒素の合計量。湖沼や内湾などの閉鎖性水域の、富栄養化の指標として用いられている。水中では、窒素は、窒素イオン、窒素化合物として存在しているが、全窒素は、試料水中に含まれる窒素の総量を測定するものである。窒素は、植物の生育に不可欠なものであるが、大量な窒素が内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引き起こすとみられている。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮の発生が問題になっている。

全燐(TP)(ぜんりん)

TP(Total Phosphorus)、総燐ともいう。無機態燐と有機態燐の合計量。 湖沼や内湾などの閉鎖性水域の、富栄養化の指標として用いられている。水中では、燐は、燐イオン、燐化合物として存在しているが、全燐は、試料水中に含まれる燐の総量を測定するものである。燐は、窒素と同様に植物の生育に不可欠なものであるが、大量な燐が内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引き起こすとみられている。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮の発生が問題になっている。

騒音規制基準(そうおんきせいきじゅん)

騒音規制法においては、地域住民の生活環境を保全するため、特定工場等に係る騒音、及び特定建設作業に関する騒音の規制基準を定めることとされている。市町村長は、発生する騒音が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるとき、改善勧告、さらには改善命令を発動することができ、改善命令に違反した場合には罰則が課せられる。

騒音規制法(そうおんきせいほう)

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

• 騒音レベルの目安(そうおんれべるのめやす)

JISに規定される普通騒音計または精密騒音計の周波数補正回路A特性で測定して得られた値であり、騒音の大きさ(デシベル(A))を表すものである。

総量規制(そうりょうきせい)

一定の地域内の汚染物質・汚濁物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、 工場等に対し汚染物質・汚濁物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。 大気汚染では排出ガス量に汚染物質の濃度を乗じたもの、水質汚濁では排水量に汚濁物質の濃度 を乗じたもの。大気汚染は硫黄酸化物と窒素酸化物について、水質汚濁では COD (Chemical Oxygen Demand: 化学的酸素要求量)、窒素及びりんについて、特定地域と特定水域を対象に実施されている。

【た行】

ダイオキシン類対策特別措置法(だいおきしんるいたいさくとくべつそちほう)

1999(平成11)年7月に議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準(耐容一日摂取量及び環境基準)の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。

大気安定度(たいきあんていど)

大気の安定性の度合いを大気安定度といい、基本的に気温の高度分布によって決まるものである。

気温の鉛直方向の変化をみた場合は、通常、地表から上空に行くに従って気温が低下し、乾燥した空気が上昇する場合は、その温度の減率が、高度 100mあたり 0.98℃(湿度を持つ空気の場合は 0.6℃)であり、これは乾燥断熱減率と呼ばれる。

実際の大気中では、その時の気象条件等により温度の分布は変化しており、気温の高度分布が 乾燥断熱減率に近い状態を中立といい、その他、気温勾配によって、大気の状態を不安定、安定 という。大気が安定のときは、汚染物質が拡散しにくく、逆に不安定のときは拡散が大きくなる。 大気安定度の不安定時は、安定時、中立時に比べて拡散が活発で、近傍の着地濃度が大きくなる 状態となる。

大気汚染防止法(たいきおせんぼうしほう)

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律。

大気拡散(たいきかくさん)

煙突から排出された煙や排ガスが、風によって運ばれながら、大気と混合して、薄まりながら 広がること。大気の持つ性質のうち、拡散や希釈作用を持つものは「風速」と「乱れ」で、最大着 地濃度は、有効煙突高の二自乗に反比例し、排出量に比例する。境影響評価では、発生源の種類、 気象条件を勘案して、種々の拡散モデルを使用して、大気の環境濃度を推計している。

ダウンウォッシュ時(だうんうぉっしゅじ)

強風は、ばい煙や排出ガスの希釈作用に効果的に働くので、大気汚染は風が弱いとき著しいのが普通である。しかし、煙突からの排煙は、風が強くなり排出ガス吐出速度の1/1.5以上の速度に達すると、煙突自身の後方にできる負圧域に引込まれて、地上に吹き付けられる。この現象を"ダウンウォッシュ"という。

ダウンドラフト時(だうんどらふとじ)

煙突の高さが周辺の建物等の高さの 2.5 倍以下の場合に、建物等の影響によって生じる乱流域に排ガスが巻き込まれることがある。この現象を "ダウンドラフト" という。

濁度(だくど)

水の濁りの程度を表すもの。比較用の標準液を使って肉眼により求める方法と光の透過率や散乱の度合いを計測して求める方法がある。JIS K O101 (工業用水試験法)ではカオリンを標準とするカオリン濁度と、ホルマジンを標準とするホルマジン濁度の2種類を定める。それぞれの物質の1 mg/l を含む溶液の濁度を1度とする。測定は、比色管による視覚測定法と各種の濁度計(いずれも光学式による)を用いる方法がある。

・炭化施設(たんかしせつ)

炭化施設ごみを無酸素状態において高温(500℃程度)で熱分解し、可燃性の熱分解ガスと 熱分解残渣に分離した後、熱分解残渣から炭化物を回収する施設である。熱分解ガスは、ガス燃 焼設備で燃焼(900℃程度)し炭化炉における熱源として利用する。

短期濃度(たんきのうど)

「環境基準による大気汚染の評価(二酸化硫黄等)」(昭和 48 年5月 12 日 環大企 143 大気保全局長通知)によると、「二酸化硫黄等の大気汚染の状況を環境基準にてらして短期的に評価する場合は、連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日または時間についてその評価を行う。」としていることから、当計画による影響濃度を1時間値として予測し、その影響を評価する。

・地質系統(ちしつけいとう)

事業実施区域及びその周囲で見られる地質と地質年代区分を対応させたものは、以下に示すとおりである。

地下水汚染(ちかすいおせん)

地下水は一般に水質が表流水より良好であるが、汚染すると回復が困難である。主な汚染として、細菌類、工場から排出されるシアン・クロムなどの有害物質、下水・農地浸出水による亜硝酸・硝酸などがある。水質汚濁防止法による工場排水の地下浸透規制が行われている。

・地球温暖化対策の推進に関する法律(ちきゅうおんだんかたいさくのすいしんにかんするほうりつ) 地球温暖化対策を推進するための法律。 京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めたもの。

・窒素酸化物(NOx)(ちっそさんかぶつ)

NOx (Nitrogen Oxide) ともいう。窒素原子(N)と酸素原子(O)の化合物の総称。窒素酸化物は、空気中で石油や石炭等の物の燃焼、合成、分解等の処理を行うとその過程で必ず発生するもので、燃焼温度が高温になるほど大量に発生する。その代表的なものは、一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)であり、発生源で発生する窒素酸化物は90%以上がNOである。窒素酸化物は、高温燃焼の過程でまずNOの形で生成され、これが大気中に放出された後、酸素と結びついてNO₂となる。この反応はすぐに起こるものではないことから、大気中ではその混合物として存在している。発生源としては、ばい煙発生施設等の固定発生源と、自動車等の移動発生

源がある。窒素酸化物は人の健康に影響を与える。また、紫外線により炭化水素と光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。

長期的評価(ちょうきてきひょうか)

大気汚染状況に関する環境基準の評価の一つ。環境基準による大気汚染の評価手法には測定結果の年間の平均値と環境基準値とを比較する年平均値と、測定結果のうち特定の値と環境基準値とを比較する年間 98%値、2%除外値がある。

長期濃度(ちょうきのうど)

「環境基準による大気汚染の評価(二酸化硫黄等)」(昭和 48 年5月 12 日 環大企 143 大気保全局長通知)によると、「本環境基準による評価は、当該地域の大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するうえからは、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことが必要である。」としていることから、当計画による影響濃度を年平均値として予測し、その影響を評価する。

鳥獣保護区(ちょうじゅうほごく)

鳥獣の保護の見地から、鳥獣保護法(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)に基づき指定される。環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類がある。環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができる。鳥獣保護区内においては、狩猟が禁止されるほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制される。

調整稼働率(ちょうせいかどうりつ)

正常に運転される予定の日でも故障の修理、やむを得ない一時休止等のため処理能力が低下することを考慮した係数。

超低周波音(ちょうていしゅうはおん)

周波数が 20Hz 以下の音をいう。低周波音の中でも、特に人の耳には聞こえにくい。

・眺望点(ちょうぼうてん)

人が「見る」という行為を行う地点。景色を眺めるために整備された展望台などだけではなく、 例えば眺望が開けている峠や山の頂上、不特定多数の人が集まる場所なども眺望点として取り上 げるのが一般的である。

低公害車(ていこうがいしゃ)

窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車をいう。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車に、低燃費かつ低排出ガス認定車などの環境性能に優れた従来車を含む。

・ 底質 (ていしつ)

河川、湖沼、海域などの水底を構成する粘土、シルト、砂、礫などの堆積物や岩のこと。貝類、水生昆虫類、藻類をはじめとした底生生物の生活の場である。有機物質や重金属類などは、水質汚濁の進行に伴って沈積し、底質中に蓄積されることから、底質を調査することによって、汚濁の進行傾向や速度について有用な情報を得ることができる。また、一度底質に移行した各種物質の一部は溶出や巻き上がり現象により、再び水質に対して大きな影響を及ぼすことが知られている。

・低周波音(ていしゅうはおん)

一般に、周波数がおおむね 100Hz 以下の音をいう。人の耳には聞こえにくい。

天然記念物(てんねんきねんぶつ)

文化財保護法に基づき、文部科学大臣が指定する、動物、植物及び地質鉱物でわが国にとって学術上価値の高いもののこと。なお、天然記念物のうち特に重要なものは「特別天然記念物」に指定される。国が指定するものの他、都道府県、市町村が条例に基づき指定するものもある。

透視度(とうしど)

水質調査等で採取した採水試料の透明の程度を示す度合い。測定は、白色円板に黒線で二重十字を刻んだ標識板を底部に入れた下口付きシリンダー(透視度計)を用いて行う。透視度計に試料を入れ、上部から透視し、底部においた標識板の二重十字が初めて明らかに識別できるときの水層の高さを測り、10mmを1度として表す。単位は度。

•動物相(どうぶつそう)

ファウナともいう。特定の限られた地域に生息する動物の種類組成を指す。植物相(特定の限られた地域に分布、生育する植物の種類組成)と合わせて、生物相を構成する。

• 道路交通振動(どうろこうつうしんどう)

自動車が道路を通行することに伴い発生する振動をいう。振動規制法では、指定地域内における道路交通振動について、区域及び時間の区分により限度(道路交通振動の要請限度)が定められている。道路交通振動の要請限度との比較は、5秒間隔で連続して測定して得た値を 100 個得て、その測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値(L10)を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値で行う。

特定悪臭物質(とくていあくしゅうぶっしつ)

規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出の規制を目的とした悪臭防止法第2条第1項において「不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」とされているもので、現在、アンモニアや硫化水素等22物質を指定している。

特定外来生物(とくていがいらいせいぶつ)

特定外来生物とは、外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)に基づき、外来生物(国外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。特定外来生物は、生きてい

るものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。特定外来生物に指定されたものについては、飼育、栽培、保管及び運搬、輸入の原則禁止、野外へ放つ、植える及びまくことの禁止、許可を受けて飼養等する者から飼養等する許可を持っていない者に対しての譲渡、引渡(販売も含む)の禁止のほか、個体識別等の措置義務が課せられる。

• 特定建設作業(とくていけんせつさぎょう)

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業であって、騒音規制法 又は振動規制法に定められている。騒音規制法では8項目、振動規制法では4項目の作業が定め られており、それらの作業は、騒音規制法又は振動規制法の規制を受ける。騒音または振動レベ ルの規制の場合、それぞれ敷地境界線で、騒音レベルは85dB、振動レベルは75dBを超えな いこととされている。レベルの規制以外に1日の作業時間、連続しての作業日数、届け出などの 定めがある。

特定工場(とくていこうじょう)

環境関係法令で特定工場には、次に示すようなものがある。

- (1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に定める工場、すなわち製造業、エネルギー(電気・ガス・熱)供給業を行う工場で政令が定めるばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動の発生又は排出施設を設置するものをいう。特定工場は公害防止組織を整備する(公害防止管理者の任命等)義務がある。
- (2) 大気汚染防止法で総量規制の対象施設を設置する工場(同法第5条の2)。
- (3) 騒音規制法又は振動規制法で定められた特定施設(騒音規制法第2条、振動規制法第2条) を設置する工場又は事業場。

特定施設(とくていしせつ)

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は、「特定施設」という概念を設けている。

- (1) 大気汚染防止法では、化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康や生活環境に係る 被害を生ずるおそれがある特定物質を発生する施設(同法第17条)。ばい煙発生施設 は除かれる。
- (2) 水質汚濁防止法では、健康に被害を生ずるおそれがある物質を含む、又は生活環境項目について生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度の汚水又は排水を排出する施設 (同法第2条第2項)をいう。
- (3) 騒音規制法では、工場又は事業場に設置される設備であって、著しい騒音を発生する」施設(同法第2条第1項)をいう。
- (4)振動規制法では、工場又は事業場に設置される設備であって、著しい振動を発生する施設(同法第2条第1項)をいう。

都市計画(としけいかく)

都市計画法に基づく、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のこと。

都市計画区域(としけいかくくいき)

都市計画法に基づき、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域として、都道府県が指定する。都市計画区域は、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、必要があるときは、市街化区域及び市街化調整区域に区分し、さらに市街化を誘導する市街化区域等については、用途地域をはじめとする地域地区等を定める。

都市計画法(としけいかくほう)

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な 事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展 と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

都市公園(としこうえん)

都市公園法に定められた公園又は公園緑地のことであり、国が設置する公園又は緑地や、都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地で、設置者である地方公共団体又は国がこれらの公園又は緑地に設ける公園施設を含む。

都市公園法(としこうえんほう)

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。都市公園には、住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)、都市基幹公園(総合公園、運動公園)、大規模公園(広域公園、レクリエーション都市)、国営公園の他、緩衝緑地等(特殊公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道など)がある。

土壌汚染(どじょうおせん)

土壌の特定有害物質による汚染のこと。土壌汚染対策法では、特定有害物質として、鉛、砒素、トリクロロエチレンなどが指定されている。

・ 土壌の汚染に係る環境基準 (どじょうのおせんにかかるかんきょうきじゅん)

人の健康の保護及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、土壌汚染については現在カドミウム等の27項目について基準値が設定されている。ただし、この環境基準は、(1)汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所、(2)原材料の堆積場、廃棄物の埋立地、(3)その他環境基準の定めのある項目物質の利用または処分を目的としてこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

土壌汚染対策法(どじょうおせんたいさくほう)

土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めたもの。2009(平成21)年4月の改正により、一定規模以上の土地の形質変更時の調査の実施、自主的な調査の活用、汚染土壌の適正な処理の義務付けなどが規定された。

・トラップ法(哺乳類)(とらっぷほう(ほにゅうるい))小型哺乳類の捕獲罠を用いた調査方法。個体を捕獲する小型はじき罠(スナップトラップやパンチュートラップ)、生け捕り可能なライブトラップがある。

【な行】

二級河川(にきゅうかせん)

公共の利害に重要な関係のある河川で、一級河川の水系以外の水系から都道府県知事が指定し管理を行う。

・二酸化硫黄(SO₂) (にさんかいおう)

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている。

二酸化炭素(CO₂)(にさんかたんそ)

温室効果ガスの一つ。石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する。大気中の二酸化炭素は、エネルギーの大量消費が始まる産業革命までのおよそ1万年間は280ppm 程度で安定していたが2005(平成17)年には379ppmに達している。この二酸化炭素濃度の増加が、地球温暖化の主要因であると考えられている。

二酸化窒素(NO₂)(にさんかちっそ)

大気中の窒素酸化物の主要成分。物の燃焼で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生成する。 二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質 になるといわれている。

- ・日平均値の年間 98%値(にちへいきんちのねんかんきゅうじゅうはちぱーせんとち) 年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から 98%に相当するものを指す。1日 平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下の場合は環境基準が達成され、0.06ppm を超える場合 は環境基準が達成されていないものと評価する。
- ・日照阻害(にっしょうそがい)中高層建築物等の遮蔽物により、日照条件が悪化することをいう。
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(のうようちのどじょうのおせんぼうしとうにかんする ほうりつ)

農用地のカドミウム等による土壌汚染防止及び対策についての国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物の生育が阻害されることを防止することを目的とする。鉱山の廃水等に由来した重金属類による農用地汚染等が原因と考えられる健康被害(イタイイタイ病)や作物の生育阻害が大きな問題となったことから制定された。

【は行】

ばい煙(ばいえん)

大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん(ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子)及び物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物を総称していう。 ばい煙については、大気汚染防止法による排出基準が定められている。

・廃棄物(はいきぶつ)

廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)において、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、 汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状 又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)」と定義される。排水は 原則として含まれない。さらに、その排出状況等から産業廃棄物と一般廃棄物に分けられる。

• 排出ガス対策型建設機械(はいしゅつがすたいさくがたけんせつきかい)

国土交通省では、建設現場の作業環境の改善、機械施工が大気環境に与える負荷の低減を目的 として、排出ガス対策型建設機械の型式指定を行い、当該建設機械の普及促進に努めている。現 在、第3次排出ガス対策型建設機械の型式指定が行われており、発動発電機や空気圧縮機、小型 バックホウ、ドリルジャンボなどが指定を受けている。

排出基準(はいしゅつきじゅん)

大気汚染防止法に基づく、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設の排出口における大気 汚染物質濃度の許容限度をいう。現在排出基準の設定されている大気汚染物質として、硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質(窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ 素、フッ化水素及びフッ化ケイ素並びに鉛及びその化合物)、揮発性有機化合物がある。

排出基準には国が定めた全国一律の基準と都道府県が一定の区域を限って条例で定める上乗 せ基準とがある。国の定める排出基準のうち硫黄酸化物の規制は、全国をいくつかの地域に分け、 各地域ごとに煙突などの排出口の高さに応じ 1 時間ごとの硫黄酸化物の排出許容濃度を定めて いる(K値規制方式)。一方、ばいじん、窒素酸化物などの排出基準は、ばい煙発生施設の種 類、施設の規模ごとに排出ガス中の濃度について有害物質の種類と施設の種類ごとに許容限度を 定めている(濃度規制)。硫黄酸化物とばいじんにつき大気汚染が特に深刻な過密地域における 新設施設に対し特別排出基準がある。これらの排出基準を超えてばい煙を排出した場合には、改 善命令、一時停止命令を都道府県知事よりばい煙を排出するものに対して発することができるほ か、罰則も課せられる。

また、同様の趣旨の基準として、水質汚濁防止法では排水基準、騒音規制法、振動規制法、悪 臭防止法では規制基準がある。

・ばいじん

工場・事業場から発生する粒子状物質のうち、燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する物質。

排水基準(はいすいきじゅん)

水質汚濁法で定められ、有害物質による汚染状態にあっては、排出水に含まれる有害物質の量について物質ごとに定める許容限度であり、それ以外の汚染状態にあっては生活環境項目ごとに 定められる許容限度を指す。国が一律に定めるものと、都道府県が定めるものがある。

パフ式(ぱふしき)

排煙の煙流を細切れにし、一つ一つの煙塊として移流・拡散を表現する式で、無風時(風速 0.4m/秒以下)に濃度分布を予測する式である。

パフモデル(ぱふもでる)

大気汚染の拡散モデルの一つ。煙源から瞬間的に排出された大気汚染物質の塊をパフという。時間とともに移送・拡散の状況を予測するモデル。移送・拡散の場を非定常と考え、ある時刻の 濃度分布とパフの排出量を初期条件として、次の時刻での移送・拡散を逐次計算方式で求める。 気象条件の時間的、空間的変化に近似的に対応が可能。非定常、非均質の場に適用できる。

・ 氾濫原 (はんらんげん)

河川の近くにあって、洪水時に浸水を受ける低地。

ビオトープ(びおとーぷ)

特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質なある限られた生物生息空間」のことをいい、具体的には池沼、湿地、草地、里山林等さまざまなタイプのビオトープがある。

干潟(ひがた)

一般的には「干潮時に広く出現する砂泥底の平坦面」を指し、面積や底質の性状で区分した明確な定義はない。浅海域に広がる干潟生態系は、水質の浄化機能を有するとともに、鳥類をはじめとする生物の生息地として重要な生態系であるが、遠浅な地形は埋立てが容易であるため、開発行為による減少が続いている。

ヒートアイランド現象(ひーとあいらんどげんしょう)

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をヒートアイランド現象という。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド(熱の島)といわれる。

・微小粒子状物質(PM2.5)(びしょうりゅうしじょうぶっしつ)

浮遊粒子状物質のうち、粒径 2.5 μm 以下のものを微小粒子状物質 (PM2.5) と呼んでいる。 より粒径が小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。 人の健康の保護に関する環境基準(ひとのけんこうのほごにかんするかんきょうきじゅん)

環境基本法第 16 条に基づき定められている水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準であり、全公共用水域及び地下水につき一律に定められている。 現在、公共用水域について 27 項目、地下水について 28 項目が定められており、これらを「健康項目」と呼ぶ。

フィールドサイン法(ふぃーるどさいんほう)

調査対象地域を可能な限り詳細に踏査してフィールドサイン(フンや足跡、食痕、巣、爪痕、 塚等の生息痕跡)を発見し、生息する動物種を確認する方法。主に大型・中型哺乳類の確認が可能な調査方法。

フォトモンタージュ法(ふぉともんたーじゅほう)

現況写真に、計画施設等のカラーパースを合成して将来景観図を作成することにより、現況景観と将来景観とを対比する手法である。

・ 風致地区 (ふうちちく)

風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法第8条第1項第7号に 規定する地域地区である。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富ん だ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域の うち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるもの である。

・ 風配図 (ふうはいず)

ある地点の風向(風速)の統計的性質を示すために用いられる。各方位別に風向(風速)の出現頻度を線分の長さで示したもの。環境影響評価では主に風向のみが扱われる。

富栄養化(ふえいようか)

湖沼や内湾が水中に窒素、りん等の栄養塩が多い状態に遷移すること。藻類の異常繁殖により、 アオコ、赤潮等の原因となる。湖沼や東京湾等の内湾で生活排水等の人為的な原因で急速に進行 していることが問題になっている。

・深井戸(ふかいど)

第一不透水層より下層で被圧地下水を採取する井戸。

俯角(ふかく)

物を見下ろしたとき、水平面と視線方向のなす角。仰角(ぎょうかく)と対応する。

浮遊物質量(SS)(ふゆうぶっしつりょう)

水中に浮遊する物質の量のことである。各種排水からの不溶性物質などからなり、数値が大きいほど水質汚濁が著しく、水の濁りの原因となり、SSが大きくなると魚類に対する影響があらわれる。

• 浮遊粒子状物質(SPM)(ふゆうりゅうしじょうぶっしつ)

発生源は、土砂等の飛散、固体物質の破砕によるもの、また燃焼過程から出るものなど多種多様であるが、これら微粒子の大きさが 10 μ m 以下のものを浮遊粒子状物質(SPM)と呼んでいる。比較的長期間大気中に滞留して呼吸器系深部まで侵入し、肺胞に残留するなど悪影響を与える物質である。

プルーム式(ぷるーむしき)

排煙の移流・拡散を煙流で表現した式で、有風時(風速 O.5m/秒以上)に風や拡散係数、排出量を一定として濃度分布を予測する式である。

プルームモデル(ぷるーむもでる)

大気の拡散モデルの一つ。移送・拡散の現象を煙流(プルーム)で表現する。風、拡散係数、排出量等を一定とした時の濃度分布の定常解を求める。正規型と非正規型の式がある。計算が比較的容易で、長期平均濃度の推定に適している。定常の場で、濃度の空間分布を求めるのに適している。

・フロン(ふろん)

フルオロカーボン(フッ素と炭素の化合物)の総称。フロン回収・破壊法では、CFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)、HFC(ハイドロフルオロカーボン)をフロン類と呼んで規制している。化学的に極めて安定した性質で扱いやすく、人体に毒性が小さいといった性質を有していることから、エアコンや冷蔵庫などの冷媒用途をはじめ、断熱材等の発泡用途、半導体や精密部品の洗浄剤、エアゾールなど様々な用途に活用されてきた。しかしながら、オゾン層の破壊や地球温暖化といった地球環境への影響が明らかにされ、より影響の小さなフロンや他の物質への代替が、可能な分野から進められている。

文化財保護法(ぶんかざいほごほう)

文化財を保護し、かつ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律。同法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義し、これらの文化財のうち、重要なものを国が指定・選定・登録し、重点的に保護している。文化財の指定・選定・登録は、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて行う。また、無形文化財、無形民俗文化財では、指定のほかに記録作成等の措置を講ずべきものを文化庁長官が選択し、その記録の作成に努めている。そのほかに、土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財、文化財の保存・修理に必要な伝統的技術・技能を文化財の保存技術と呼び、保護の対象としている。

・粉じん(ふんじん)

大気中に浮遊する固体の粒子の総称。大気汚染防止法では粉じんは「物の破砕や選別などの機械的処理・堆積に伴い発生しまたは飛散する物質」と定義され、燃焼、化学反応などで生じる「ばいじん」と区別される。なお、粉じんのうち、人の健康に被害を生ずるおそれのあるもので、大気汚染防止法施行令により指定されたものを「特定粉じん」(現在、石綿(アスベスト)を指定)という。また、特定粉じん以外の粉じんを「一般粉じん」という。

ベイトトラップ法(べいととらっぷほう)

糖蜜や腐肉等の誘因餌(ベイト)を入れたトラップ(プラスチックコップ等)を、口が地表面 と同じになるように埋設して、落ち込んだ昆虫を採集する方法。

• 保安林 (ほあんりん)

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を 達成するため、森林法第 25 条に基づいて、農林水産大臣または都道府県知事によって指定され る森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の 形質の変更等が規制される。保安林は、水源のかん養、土砂災害の防備等それぞれの公益目的の 達成のために指定され、その種類は 17 種類に及ぶ。

方法書(ほうほうしょ)

環境影響評価(環境アセスメント)を行うにあたって、あらかじめどのような項目について、 どのような方法で調査・予測・評価をしていくかを示すものである。

方法書は、事業者により公告・縦覧され、市民は意見書を提出することができる。

ボーリング調査 (ぼーりんぐちょうさ)

特殊な機器を用いて地中に孔を掘り、地質構造などを調べる調査。 地盤の構成や基盤の深さ及び地下水位の深さなどを調べるほか、各種室内土質試験の試料を得るためのサンプリングやボーリング孔を利用する原位置での試験や種々の計器を埋設を行う目的で行われる。

【ま行】

• 名勝(めいしょう)

文化財保護法では、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地でわが国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いものを指す。なお、名勝のうち特に重要なものは「特別名勝」に指定される。国が指定するものの他、都道府県、市町村が条例に基づき指定するものもある。

メタン(CH₄) (めたん)

温室効果ガスの一つ。単位量あたりの温室効果は二酸化炭素の21倍と大きい。メタンの主な人為的発生源としては、農業(家畜の反すう、糞尿や水田等)や廃棄物の埋立地、燃料の燃焼・取扱時の漏出などがある。また、メタン分子の周りを水の分子が取り囲んだ氷状の固体結晶(メタンハイドレード)として、海底下の地層の中に低温高圧の状態で存在していることが確認されている。火をつけると燃えることから、「燃える氷」とも呼ばれており、エネルギー資源に乏しい日本において、国産の次世代資源として開発計画が進められている。

• メタンガス化施設(めたんがすかしせつ)

メタンガス化施設は、有機性廃棄物(生ごみ等)を対象として、嫌気発酵しバイオガスを得る 施設である。バイオガスは、脱硫を経てガスエンジン等で発電利用できる。

藻場(もば)

大型底生植物(海藻・海草)の群落を中心とする浅海域生態系の一つであり、海洋動物の産卵 場や餌場となるなど重要な役割を果たしている。

【 や行 】

有害物質(ゆうがいぶっしつ)

人の健康に害を及ぼす可能性のある物質を指し、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などでそれぞれ定義されている。 大気汚染防止法では、「物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、フッ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの」に対して排出基準が設けられているほか、継続的な摂取が健康を損なうおそれのある物質を「有害大気汚染物質」として、対策の推進が規定されている。水質汚濁防止法では、「カドミウムその他の人の健康に被害を生ずるおそれのある物質で政令で定めるもの」を「有害物質」とし、特定施設を有する事業場に対する排水基準が定められている。 土壌汚染対策法では、「鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの」を「特定有害物質」として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握や人の健康に係る被害の防止に関する措置等が定められている。

・有効煙突高(有効発生源高)(ゆうこうえんとつだか(ゆうこうはっせいげんだか)) 煙突実体高と排ガス上昇高との和で算出するもので、大気拡散計算の基礎となるもの。排ガス上昇高の算出は、有風時にはコンケイウ式(CONCAWE 式)、無風時にはブリッグス式(Briggs 式)を用いることが多い。

要請限度(自動車騒音の)(ようせいげんど(じどうしゃそうおんの))

騒音規制法においては、市町村長は指定地域内で騒音の測定を行った場合に、その自動車騒音がある限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、都道府県公安委員会に対して、道路交通法に基づく対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度という。

要請限度(道路交通振動の) (ようせいげんど(どうろこうつうしんどうの))

振動規制法においては、市町村長は指定地域内で振動の測定を行った場合に、その道路交通振動がある限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときには、道路管理者などに道路交通振動の防止のための舗装などの対策を執るべきことや、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度という。

溶存酸素量(ようぞんさんそりょう)

水に溶解している酸素の量を示す。水生生物の生息に必要であり、数値が大きいほど水生生物の生息において良好な環境といえる。

用途地域(ようとちいき)

都市計画法第8条第1項第1号に定める第1種低層住居専用、第2種低層住居専用、第1種中高層住居専用、第2種中高層住居専用、第1種住居、第2種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業、工業・工業専用の12種類の地域区分をいう。都道府県知事が都市計画に定めることができる。指定されると、建築物の用途、高さ、建蔽率の制限などが適用される。

溶融スラグ(ようゆうすらぐ)

ごみや焼却灰を高温(1200℃以上)で溶融したときに生成されるガラス質の固化物。

水で急冷した水砕スラグと常温で冷却した空冷(徐冷)スラグがある。コンクリート用の骨材 や道路舗装用の骨材として有効利用されている。JIS規格化されたことで利用の拡大が期待されている。

コンクリート用溶融スラグ骨材及び道路用溶融スラグは、平成 18年7月にJIS規格化された。

【 ら行・わ行 】

ライトトラップ法(らいととらっぷほう)

夜間、光に誘因される夜行性昆虫を採集する方法。白布スクリーン(カーテンともいう)に光を投射し、集まる昆虫を採集するカーテン法のほか、光源に集まる昆虫を捕獲箱に落とすボックス法がある。

ラインセンサス法(らいんせんさすほう)

あらかじめ設定しておいたセンサスルート上を歩いて、一定の範囲内に出現する鳥類を姿や鳴き声により識別して、種別個体数をカウントする方法。ルートセンサス法ともいう。

・リサイクル (りさいくる)

廃棄物等を再利用すること。 原材料として再利用する再生利用(再資源化)、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル(熱回収)がある。

流域(りゅういき)

降水(雨水、雪融け水など)が地表を流れ集まる範囲。集水域ともいう。流域と流域の境界を 流域界または分水界という。

・リユース (りゆーす)

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、(1)あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2)製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3)ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。

流動床式(りゅうどうしょうしき)

流動床式は、塔状の炉内に多孔板または、多孔管があり、その上にけい砂による流動層を形成させ、下部から予熱空気を送り上部からごみを投入し、炉内の流動状態で浮遊する高温の砂とごみをむらなく接触させることにより、上部の燃焼室で焼却させる施設である。

類型指定(るいけいしてい)

水質汚濁の生活環境項目及び騒音の環境基準については、全国一律の環境基準値を設定していない。国において類型別に基準値が示され、これに基づき、水域については内閣総理大臣又は都道府県知事が利水目的に応じて、騒音については都道府県知事が土地の利用状況や時間帯等に応じてあてはめ、指定していく方式となっている。これを類型指定という。

・レッドデータブック(れっどでーたぶっく)

レッドリストに掲載されている種について生息状況や減少要因等を取りまとめたもの。RDBと略される。

・レッドリスト(れっどりすと)

日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。

出典:「環境アセスメント用語集」(環境影響評価情報支援ネットワークホームページ http://www.env.go.jp/policy/assess/6term/index.html)